

令和4年度版

事業概要

(令和3年度実績)

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
和歌山県紀南児童相談所

目 次

○組織の沿革	1
○組織と所管区域	2
○所掌事務(主なもの)	4
I 児童相談所の概要	5
1 業務内容	5
2 相談の種類と内容	7
3 相談業務の流れと関係機関	8
4 相談受付の状況	9
(1) 令和3年度相談種別対応件数	11
(2) 経路別受付件数	12
(3) 相談種別・市郡別受付件数	13
(4) 相談種別・年齢別受付件数	14
(5) 相談種別・年度別受付件数	17
(6) 巡回相談実施件数	20
5 相談の処理状況	21
(1) 相談種別処理件数	21
(2) 年度別処理件数	24
(3) 養護相談の理由別処理件数	27
(4) 虐待相談処理件数	28
6 里親の状況	30
(1) 里親の意義	30
(2) 本県における里親、里子の状況	30
(3) ファミリーホームについて	30
(4) 里親制度の充実に向けて	30
(5) 里親、ファミリーホームの登録数等	31
(6) 里親委託状況	31
(7) ファミリーホーム委託状況	31
7 判定指導業務の状況	32
(1) 判定実施状況	32
(2) 通所指導等実施状況	34
(3) 療育手帳判定実施状況	34
8 一時保護	35
(1) 一時保護の必要性	35
(2) 入所状況・退所状況	36
9 特別事業	40
(1) 家庭支援体制緊急整備促進事業	40
(2) 処遇困難事例検討会議等、弁護士相談について	41
(3) 子どもと家庭のテレフォン110番(子供相談)	42
II 女性相談所・女性保護施設の概要	47
1 女性相談の業務	49
(1) 婦人保護事業について	49
(2) 女性相談課	49

(3) 女性保護施設	49
(4) 女性相談員の業務	50
(5) 女性相談・保護の流れ	51
(6) DV防止法の流れ	52
2 業務の実績	53
(1) 相談業務	53
(2) 一時保護の状況	56
(3) 女性保護施設なぐさホームの状況	58
(4) 配偶者暴力相談支援センターの状況（再掲）	59
3 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」の業務	61
III 身体障害者更生相談所の概要	65
1 業務内容	65
2 市町村・障害別の主な補装具判定件数（令和3年度実績）	67
3 市町村・障害別の主な自立支援医療（更生医療）判定件数（令和3年度実績）	68
4 内容別相談件数の推移	69
IV 知的障害者更生相談所の概要	70
1 業務内容	70
2 内容別相談件数の推移	71
3 内容別判定件数の推移	72
4 巡回相談実施状況（令和3年度実績）	73
5 療育手帳判定実施状況（令和3年度実績）	73
6 療育手帳新規交付者の状況推移	74
V 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	75
VI 身体障害者福祉センターの概要	81
1 施設の貸し出し	81
2 身体障害者手帳・療育手帳の交付事務	82
3 「声の県民の友」と「声のわかやま県議会だより」の発行	83
VII 和歌山県障害者スポーツ協会の概要	84
VIII 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）の概要	88
1 事業の概要	88
2 実施状況	88

○組織の沿革

1 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

○中央児童相談所

- ・昭和23年3月 和歌山県中央児童相談所を設置（和歌山市小人町）
- ・昭和24年3月 和歌山市湊通丁北一丁目2-1に新築（相談所及び一時保護所）
- ・昭和26年6月 相談所を2階に改築
- ・昭和38年10月 町村会館の火災により類焼した倉庫兼自転車置場を新築
- ・昭和42年9月 和歌山市湊通丁北二丁目6番地に新築移転

○身体障害者更生相談所
○知的障害者更生相談所
○肢体不自由者更生施設
○身体障害者福祉センター

- ・昭和23年 和歌山県義肢製作所を設置（和歌山市洲崎町）
- ・昭和26年8月 和歌山県身体障害者更生相談所を設置（同上）
- ・昭和30年5月 和歌山県身体障害者更生指導所を設置（和歌山市湊470番地）
- 7月 更生指導所設置に伴い身体障害者更生相談所と義肢製作所を併設（同上）
- ・昭和35年9月 和歌山県精神薄弱者更生相談所を設置（同上）
- ・昭和46年8月 身体障害者更生指導所、同更生相談所、精神薄弱者更生相談所、義肢製作所を新築移転（和歌山市毛見1437-218）
- ・昭和47年9月 和歌山県身体障害者福利厚生ホームを設置（同上）
- ・昭和49年5月 上記組織を統合し、和歌山県身体障害者福祉センターを設置（同上）
- 11月 室内温水プールを設置（同上）
- ・平成元年4月 和歌山県身体障害者スポーツ協会事務局設置（移管）
- ・平成6年4月 義肢製作所を廃止

○和歌山県子ども・障害者相談センター

- ・平成7年10月 和歌山県身体障害者福祉センター、和歌山県中央児童相談所を統合し和歌山県子ども・障害者相談センターを設置（和歌山市毛見1437-218）
- ・平成17年6月 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）開設
- ・平成20年3月 肢体不自由者更生施設を廃止

○和歌山県女性相談所

- ・昭和32年4月 海草福祉事務所内に婦人相談所設置一時保護附設（和歌山市小松原通り一丁目1）
- ・昭和60年4月 新築移転（和歌山市和歌浦東三丁目6-46）婦人保護施設を「なぐさホーム」に名称変更
- ・平成9年4月 「和歌山県婦人相談所」を「和歌山県女性相談所」に、「和歌山県婦人保護施設」を「和歌山県女性保護施設」に名称変更

○和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

- ・平成21年4月 和歌山県女性相談所を統合し、子ども・女性・障害者相談センターに改編
- ・平成23年5月 体育館改築
- ・平成24年4月 虐待対応課設置
- ・平成27年4月 課を再編し、子ども相談第一課、第二課及び家庭支援課を設置
- ・平成27年4月 性暴力救援センター運営業務を移管

2 和歌山県紀南児童相談所

- ・昭和41年7月 当時中央児童相談所分室であったが、紀南児童相談所として発足
- ・昭和42年10月 田辺市元町1849番地の7へ新築移転
- ・昭和44年2月 東牟婁総合庁舎内（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）に新宮分室設置
- ・昭和49年7月 治療棟を増築
- ・平成25年9月 田辺市新庄町3353-9に新築移転

○組織と所管区域

(R4.4.1現在)

	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 104名 ※ただし、以下の者は含まない。 会計年度任用職員(以下「会任」と表記) 兼務、嘱託医	和歌山県紀南児童相談所 18名 ※ただし、以下の者は含まない。 会計年度任用職員(以下「会任」と表記)
組織	所長 — 参事 1 1 企画員兼次長 2 主幹 (内兼務1) 1	所長 — 次長 1 1
	総務企画課長 1 ○企画管理係 主任 1 主査 3 副主査 3 用務員 1 庁舎管理技能員(会任) (1) 事務補助職員(会任) (2) 知的障害者雇用非常勤職員(会任) (1)	庶務係 主査 1 相談・判定係 主任 3 副主査 2 福祉主事 4 保健師 1 児童相談対応支援員(会任) (1) 児童虐待緊急対応員(会任) (2)
	子ども相談第一課長 1 ○第一係 主任 2 主査(内兼務1) 1 副主査 3 福祉主事 1 ○第二係 主任(内兼務1) 2 主査 1 副主査 2 福祉主事 1 ○第三係 主任 1 主査 2 副主査 3 主事 1 児童虐待緊急対応員(会任) (2)	新宮分室 分室長 1 主任 1 副主査 1 福祉主事 2 児童虐待緊急対応員(会任) (1)
	子ども相談第二課長 1 ○第一係 主任(内兼務1) 2 主査(内兼務1) 1 副主査 3 福祉主事 2 ○第二係 主任 1 福祉主事 5 事務補助職員(会任) (1)	
	家庭支援課長 1 ○心理判定第一係 主査 1 副主査 1 福祉主事 5 ○心理判定第二係 主査 1 福祉主事 5 ○里親・施設係 主任 1 主査 2 副主査 2 福祉主事 2 主事 1	
	女性相談課長 1 主任 2 主査 3 副主査 2 主事 1 嘱託医(内科医) (1) 家庭支援電話相談員(会任) (8) 宿日直員(会任) (9)	

	<ul style="list-style-type: none"> — 障害者支援課長 1 ○ 社会参加推進係 <ul style="list-style-type: none"> 主任 2 副主査 4 主事 1 知的障害者雇用非常勤職員(会任) (1) ○ 身体障害者支援係 <ul style="list-style-type: none"> 主任 1 主査 1 副主査 1 高次脳機能障害支援コーディネーター(会任) (1) 嘱託医(整形外科医他) (4) 嘱託医(高次脳) (1) ○ 知的障害者支援係 <ul style="list-style-type: none"> 主任 1 副主査 2 福祉主事 1 主事 1 — 一時保護課長 1 <ul style="list-style-type: none"> 主査 6 副主査 1 主事 1 福祉主事 3 嘱託医(内科医) (1) 宿直業務員(会任) (6) 保育士(会任) (2) 事務補助職員(会任) (1) — 子ども診療室長(内兼務1) 1 	
所管区域	県内全域 (ただし、児童相談所業務は、紀南児童相談所の所管区域を除く。)	田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡

○所掌事務(主なもの)

1 子ども・女性・障害者相談センター

総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの庶務、会計、庁舎管理、総合企画、調整に関すること。 ・児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく負担金に関すること。 ・一時保護施設入所者の給食業務に関すること。
子ども相談第一課 子ども相談第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家庭に係る相談、支援、調整に関すること。 ・児童に係る社会診断、施設入所等に関すること。 ・児童虐待通告に対する緊急対応に関すること。
家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家庭に係る相談、支援、調整に関すること。 ・児童に係る医学診断、心理診断及び心理治療に関すること。 ・里親委託及び里親関係の相談、調整、支援に関すること。 ・児童福祉施設に関すること。
女性相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が抱える様々な問題や悩みに関すること。 ・配偶者暴力相談支援センターに関すること。 ・性暴力救援センター和歌山「わかやま mine」に関すること。
障害者支援課	
社会参加推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県障害者スポーツ協会、障害者の社会参加推進に関すること。 ・身体障害者手帳の障害認定及び交付、療育手帳の交付に関すること。
身体障害者支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者に係る更生相談に関すること（補装具・生活・更生医療・その他）。 ・高次脳機能障害支援普及事業に関すること（相談実施、広報・啓発、その他）。
知的障害者支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者に係る更生相談に関すること（療育手帳の判定・その他）。 ・児童の療育手帳の判定に関すること。
一時保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の一時保護、生活指導、行動観察及び行動診断に関すること。
子ども診療室	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児のこころの発達に関する治療及び助言指導に関すること。 ・精神医学的な支援が必要と認められる18歳未満の児童の診察、治療及び助言指導に関すること。 ・育児不安等を抱える親子の診察、治療及び助言指導に関すること。

2 紀南児童相談所

庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算に関すること。 ・児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく負担金に関すること。 ・会計及びその他庶務並びに端末機の使用操作に関すること。
相談・判定係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の相談・判定に関すること。 ・虐待ケースの緊急対応に関すること。 ・療育手帳の判定及び交付に関すること。 ・里親に関すること。各種統計及び各種台帳の整理保管に関すること。
新宮分室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の相談・判定に関すること。 ・虐待ケースの緊急対応に関すること。 ・療育手帳の判定及び交付に関すること。 ・里親に関すること。各種統計及び各種台帳の整理保管に関すること。

I 児童相談所の概要

1 業務内容

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定により設置されている機関であり、18歳未満の子供及び妊産婦の福祉を増進するため、広域的な対応が必要な業務並びに専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ支援する。

また、市町村の相談援助活動において、児童相談所の専門的な知識及び技術を必要とする相談を受けた場合は、必要な技術的援助や助言を行う。

これらの相談は、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談に大別できる。

業務の主なものは、以下のとおりである。

- (1) 子供に関する諸般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- (2) 子供及びその家庭につき、指導上必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行う。
- (3) 子供及びその保護者に対し、調査、判定に基づいて必要な指導、助言を行う。また、児童福祉司等による継続的な指導を実施する。
- (4) 必要に応じて、子供を児童福祉施設に入所措置し、または里親や他の機関への委託を行いその福祉を図る。
また、状況により子供を一時保護し、観察・指導を実施する。
- (5) 子供の福祉を充実、促進するため巡回相談、母子通所指導も並行して実施する。
- (6) 子供の権利保護のため、一時保護解除後の家庭その他の環境調整等により子供の安全を確保する。
- (7) 里親に関する普及啓発、里親からの相談に応じる、里親への研修並びに里親相互の交流の場を提供するなどの里親に関する業務を実施する。
- (8) 養子縁組に関する相談・支援を実施する。

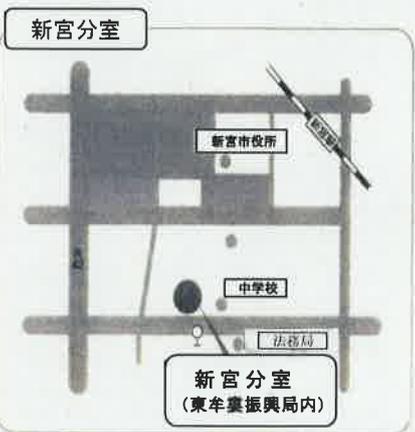
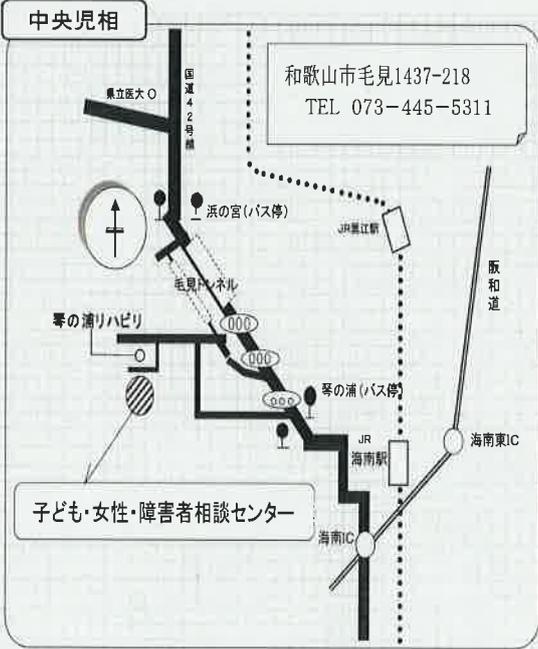
児童相談所管内区域図



中央児童相談所

紀南児童相談所

紀南児童相談所
新宮分室

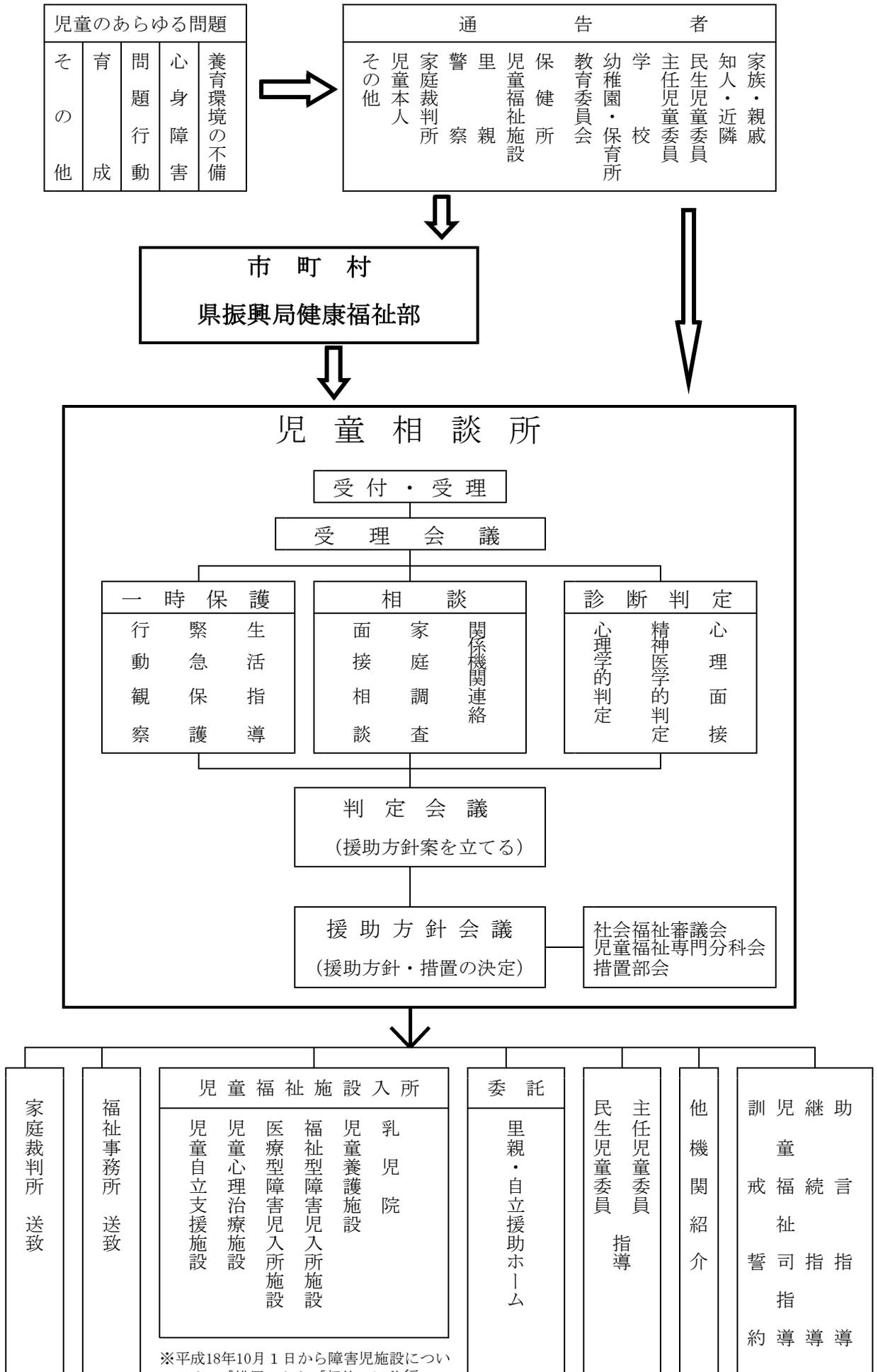


2 相談の種類と内容

種 別		内 容
養護相談	1 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子供、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子供、養子縁組に関する相談。
保健相談	2 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する子供に関する相談。
障害相談	3 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	5 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子供、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子供等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	6 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	7 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子供に関する相談。
非行相談	9 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子供、警察署からぐ犯少年として通告のあった子供、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子供に関する相談。
	10 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子供、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子供に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子供に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	11 性格行動相談	子供の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子供に関する相談。
	12 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子供に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	13 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子供の性教育、遊び等に関する相談。
	15 その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談。

※法：児童福祉法

3 相談業務の流れと関係機関



4 相談受付の状況

(1) 概要

県内2か所の児童相談所で取り扱った総相談件数は、令和2年度の3,203件に対し、令和3年度は1,062件増の4,265件となった。

「虐待相談」は、令和2年度の1,726件に対し、令和3年度は66件増の1,792件で、過去最高の件数となった。特に警察からの通告件数は73件増の607件となっている。

「不登校相談」に関しては、通所あるいは家庭訪問などによる個別のケース相談が多い。

「家庭内暴力」については、ケースにより危機介入が必要な場合があり、児童精神科医の助言も得ながら、緊急避難的に一時保護を行い、親子関係の再構築を図るなどしている。

〈養護相談〉

相談件数は1,897件で、令和2年度より35件増加している。

養護相談のうち虐待相談は1,792件で令和2年度より66件増加、養護相談全体の約94%を占め、内訳は、乳幼児に関する相談が752件(42.0%)、小学生に関する相談が631件(35.2%)、中学生以上に関する相談が409件(22.8%)となっている。

主たる虐待の種別については、心理的虐待が最多で945件(52.7%)に上る。続いて身体的虐待が474件(26.4%)、ネグレクト(養育の放棄や怠慢)が346件(19.3%)、性的虐待が27件(1.5%)となっている。

虐待相談については、生命に関わるものも多く、児童相談所長の職権による一時保護を行い、医療機関、保健所、福祉事務所及び民生児童委員・主任児童委員、市町村、警察等の関係機関との連携を密にしたものが多かった。また、法的対応が必要なケース等重篤なものについては、弁護士からアドバイスを受けて援助方針を検討し、家庭裁判所に申立ても行った。

虐待相談以外の養護相談については、105件と令和2年度より31件減少している。

〈障害相談〉

相談件数は1,757件で、全相談件数の約41%を占めている。そのうち療育手帳及び特別児童扶養手当申請に伴う知的障害相談(1,740件)が、障害相談件数の大半を占めている。

言語発達障害等相談(0件)は「ことばの遅れ」等を主訴としている。

肢体不自由相談(6件)は、就学前児童の治療や訓練に伴うものである。

他に発達障害相談(9件)、重症心身障害相談(2件)などがある。

発達につまずきのある児童には通所指導等を行っているが、各地域の通所事業等の広がりにより、当所への相談件数は減少している。

〈非行相談〉

相談件数は125件で、全相談件数の約3%となっている。

ぐ犯等相談では、不良交遊、外泊、家出、怠学などの相談が多い。また、その行動範囲は携帯電話使用等による広域化に加え、交流年令差の拡大傾向も目立っている。

触法行為等相談は、中学生が大部分を占めている。相談内容は、万引や窃盗が圧倒的に多い。

非行の特徴としては、グループによる遊び型非行が依然多く、罪悪感や葛藤を全く持たない子供が増えている。非行の背景として、学校不適應や家庭の養育機能の低下や社会環境の影響が大きい。継続的に指導を行う必要のあるケースが増加しているが、保護者の協力が得られなかったり、子供への動機づけを図るのが困難なケースも多い。

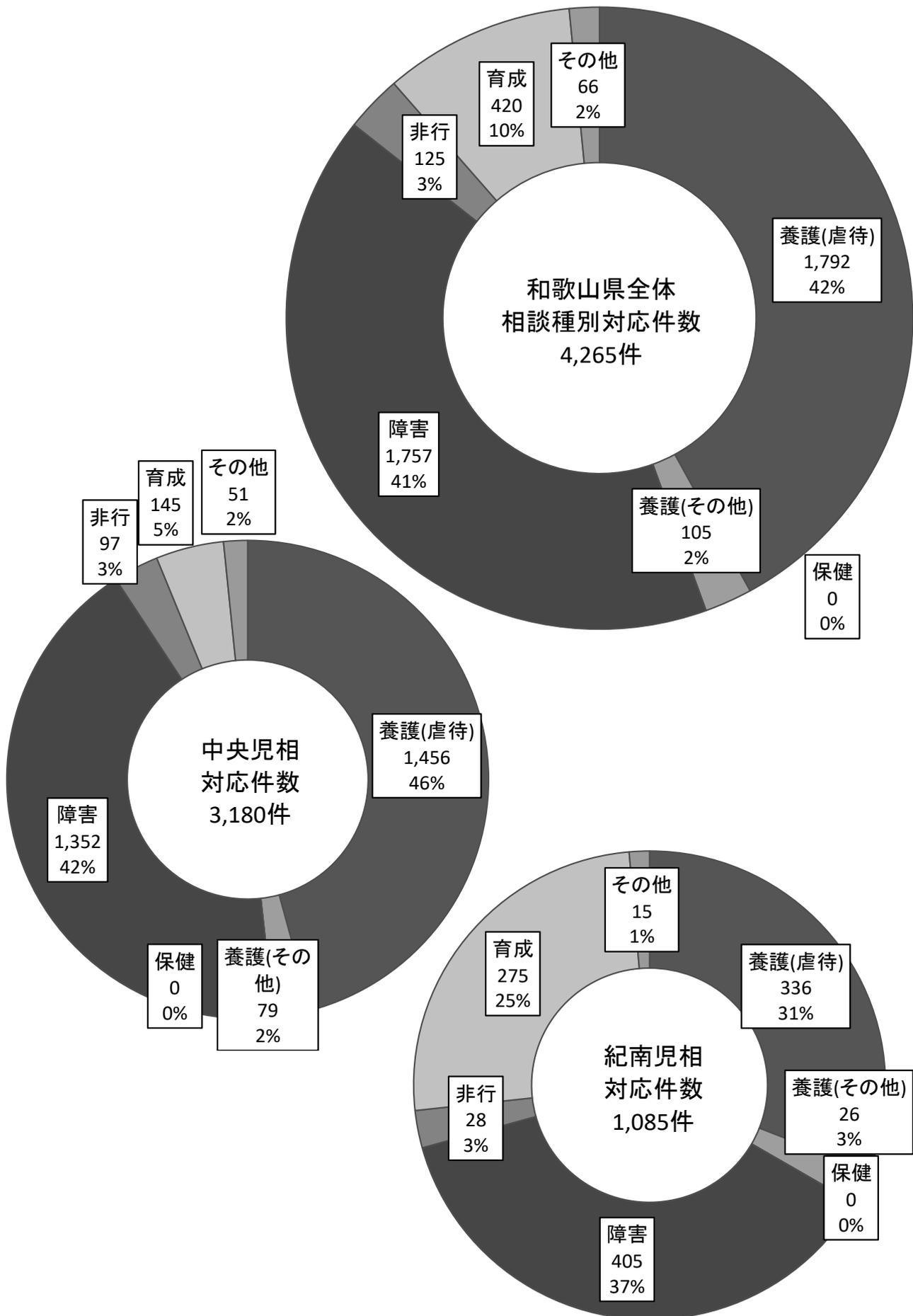
〈育成相談〉

相談件数は420件で、全相談件数の約10%を占めている。内訳は、性格行動相談203件、適性相談174件、不登校相談37件、育児・しつけ相談6件の順となっている。

不登校相談は小学生高学年から中学生が多く、身体及び精神面で大きな変化を体験する思春期は、行動上の不適應をきたしやすく、つまずきの中から新しいやりかたを模索する時期と考えられる。

学童期の相談では、わがまま、落ちつきがない、パニックを起こすなど集団不適應に関する相談が多い。

(1) 令和3年度相談種別対応件数



(2) 経路別受付件数

(件)

		都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭 支援センター	認定こども園
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	民生児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関		
中央	男	111	338	3	93	378		7	207	5	17		3	4
	女	119	162	2	44	174		4	116	1	17		3	1
紀南	男	8	2	1	9	128		1	125	5	20			
	女	12	2		1	83			71		7			
合計	男	119	340	4	102	506		8	332	10	37		3	4
	女	131	164	2	45	257		4	187	1	24		3	1

		警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関		学校等			里親	(通告の 仲介を含む) 児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
中央	男	290	1		19	2	51	3	1	1	245	97	4	28	1,908
	女	294		1	13		50	3	2		183	89	12	33	1,323
紀南	男	81		2	6	3	120	6	5		112	23	1	11	669
	女	57		1	7	1	70	7	5		90	17	3	12	446
合計	男	371	1	2	25	5	171	9	6	1	357	120	5	39	2,577
	女	351		2	20	1	120	10	7		273	106	15	45	1,769

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

(3) 相談種別・市郡別受付件数

(件)

		養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				計	
		虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		その他の相談
中 央	和歌山市	768	54		3			1	619	5	46	19	57	15	14	3	28	1,632
	海南市	42							82	1			3	1				129
	紀の川市	108	7						108		3	1	9	2		2	1	241
	岩出市	201	3		1				117		8	6	12	5	1	1	4	359
	橋本市	95	19						98	1	8	10	8	1	1		4	245
	有田市	48	1						38		1	1	2		2			93
	御坊市	38	1						35									74
	海草郡	5							15				1				2	23
	伊都郡	26			1				39		2				1		1	70
	有田郡	75	5				1		82			7	3	3	5		4	185
	日高郡一部	56			1				72				4		1			134
	管轄外	30	3				1		4		3	2	1				2	46
	不明																	
	計	1,492	93		6		1	2	1,309	7	71	46	100	27	25	6	46	3,231
紀 南	田辺市	136	12					139	1	10	10	28	7	50		7	400	
	新宮市	43	4					82			1	15		7		1	153	
	日高郡一部	20						14		1		5		8		2	50	
	西牟婁郡	86	9					97		3	2	15	4	22	2	1	241	
	東牟婁郡	37	5					80	2	3		44	2	77		2	252	
	管轄外	10	2					3		1				1		2	19	
	不明																	
計	332	32						415	3	18	13	107	13	165	2	15	1,115	
合 計	1,824	125		6		1	2	1,724	10	89	59	207	40	190	8	61	4,346	

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

(4) 相談種別・年齢別受付件数

①和歌山県全体

(件)

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	(再掲)		中 央	紀 南
	虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け			い じ め	児 童 買 春 等		
0歳	146	13					1						1		161			138	23		
1歳	79	6					10			1		1			97			84	13		
2歳	111	7					20			1		2			141			115	26		
3歳	132	11					75			1		2	1		222			186	36		
4歳	122	5					68	1		1		2		1	200			157	43		
5歳	116	3		2			146	1		5		9			282			234	48		
6歳	122	3				1	157		1	1	13	18		1	317			238	79		
7歳	98	2					168		3	1	21	1	21	1	317			218	99		
8歳	95	5		1			87	2	1	6	11	3	11	4	226			166	60		
9歳	115	7				1	111		1	5	17	5	17	1	280			201	79		
10歳	107	2		1			109	2	4	2	17	2	16	3	265			207	58		
11歳	118	5		1			116	2	1	2	19	4	24	3	295			208	87		
12歳	82	8					123		3	15	24	5	13	2	282			204	78		
13歳	96	6		1		1	127	1	20	20	18	8	15	1	316			215	101		
14歳	81	5					96	1	28	5	28	6	17	1	271			201	70		
15歳	81	7					96		11	2	12	1	9	1	220			157	63		
16歳	62	6					100		6		14	5	5		198			126	72		
17歳	51	12					100		10		3		7	26	209			142	67		
18歳 以上	1	10					16		1				1	18	47			34	13		
計	1,815	123		6		1	2	1,726	10	90	59	206	40	190	8	70	4,346			3,231	1,115
中 央	1,483	91		6		1	2	1,311	7	72	46	99	27	25	6	55	3,231				
紀 南	332	32						415	3	18	13	107	13	165	2	15	1,115				

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談					計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他の相談		いじめ	児童買春等
0歳	128	9						1									138		
1歳	70	3						9				1		1			84		
2歳	91	5						17				1		1			115		
3歳	116	6						63				1					186		
4歳	97	4						54						1		1	157		
5歳	101	2		2				125	1			3					234		
6歳	105	2				1		122			1	5		1		1	238		
7歳	74	2						122		1	1	11	1	4	1	1	218		
8歳	79	4		1				63	2	1	5	4	2	1		4	166		
9歳	90	6					1	85		1	4	7	3	3		1	201		
10歳	88	2		1				89	2	4	2	12	2	2		3	207		
11歳	90	4		1				93			1	9	3	4		3	208		
12歳	69	5						91		3	12	10	4	1	2	7	204		
13歳	74	5		1			1	90	1	15	13	8	4		1	2	215		
14歳	62	5						79	1	23	5	17	3	2	1	3	201		
15歳	64	5						72		10	2	2	1		1		157		
16歳	43	5						63		5		6	4				126		
17歳	41	8						61		8		2		3		19	142		
18歳以上	1	9						12		1				1		10	34		
計	1,483	91		6		1	2	1,311	7	72	46	99	27	25	6	55	3,231		

③紀南児童相談所分

(件)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等
0歳	18	4												1		23			
1歳	9	3						1								13			
2歳	20	2						3					1			26			
3歳	16	5						12					2	1		36			
4歳	25	1						14	1		1		1			43			
5歳	15	1						21			2		9			48			
6歳	17	1						35		1	8		17			79			
7歳	24							46		2	10		17			99			
8歳	16	1						24			1	7	1	10		60			
9歳	25	1						26			1	10	2	14		79			
1歳	19							20			5		14			58			
11歳	28	1						23	2	1	1	10	1	20		87			
12歳	13	3						32			3	14	1	12		78			
13歳	22	1						37		5	7	10	4	15		101			
14歳	19							17		5		11	3	15		70			
15歳	17	2						24		1		10		9		63			
16歳	19	1						37		1		8	1	5		72			
17歳	10	4						39		2		1		4	7	67			
18歳以上		1						4							8	13			
計	332	32						415	3	18	13	107	13	165	2	15	1,115		

(5) 相談種別・年度別受付件数

①和歌山県全体

(件・%)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談							非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)	
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	いじめ			児童買春等	
H26 年度	件数	932	164		8	2	46	6	1,507	21	78	91	219	60	148	8	31	3,321	6	
	比率	28.1	4.9		0.2	0.1	1.4	0.2	45.4	0.6	2.3	2.7	6.6	1.8	4.5	0.2	0.9	100.0	0.2	
H27 年度	件数	893	146		6	3	38	4	1,547	17	76	47	197	52	139	12	18	3,195	5	3
	比率	27.9	4.6		0.2	0.1	1.2	0.1	48.4	0.5	2.4	1.5	6.2	1.6	4.4	0.4	0.6	100.0	0.2	0.1
H28 年度	件数	1,123	178		3		22	4	1,548	14	58	72	198	40	167	10	32	3,469		
	比率	32.4	5.1		0.1		0.6	0.1	44.6	0.4	1.7	2.1	5.7	1.2	4.8	0.3	0.9	100.0		
H29 年度	件数	1,135	195	1	7		1	16	1,385	17	55	67	186	35	144	9	27	3,280	4	
	比率	34.6	5.9	0.0	0.2		0.0	0.5	42.2	0.5	1.7	2.0	5.7	1.1	4.4	0.3	0.8	100.0	0.1	
H30 年度	件数	1,375	146		7		4	5	1,418	8	60	52	173	50	154	14	69	3,535	8	2
	比率	38.9	4.1		0.2		0.1	0.1	40.1	0.2	1.7	1.5	4.9	1.4	4.4	0.4	2.0	100.0	0.2	0.1
R1 年度	件数	1,664	141	1	6		6	7	1,325	13	80	60	207	49	203	13	39	3,814	1	1
	比率	43.6	3.7	0.0	0.2		0.2	0.2	34.7	0.3	2.1	1.6	5.4	1.3	5.3	0.3	1.0	100.0	0.0	0.0
R2 年度	件数	1,750	152		1		8	10	952	3	47	51	176	21	137	15	53	3,376	2	1
	比率	51.8	4.5		0.0		0.2	0.3	28.2	0.1	1.4	1.5	5.2	0.6	4.1	0.4	1.6	100.0	0.1	0.0
R3 年度	件数	1,815	123		6		1	2	1,726	10	90	59	206	40	190	8	70	4,346		
	比率	41.8	2.8		0.1		0.0	0.0	39.7	0.2	2.1	1.4	4.7	0.9	4.4	0.2	1.6	100.0		

*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件・%)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	く犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等	
H26 年度	件数	784	140		7	1	38	6	1,246	11	70	68	102	47	31	4	17	2,572	5	
	比率	30.5	5.4		0.3	0.0	1.5	0.2	48.4	0.4	2.7	2.6	4.0	1.8	1.2	0.2	0.7	100.0	0.2	
H27 年度	件数	773	115		4		15	4	1,256	9	65	31	103	34	26	9	9	2,453	4	3
	比率	31.5	4.7		0.2		0.6	0.2	51.2	0.4	2.6	1.3	4.2	1.4	1.1	0.4	0.4	100.0	0.2	0.1
H28 年度	件数	937	146		2		10	2	1,275	6	46	49	88	30	35	8	20	2,654		
	比率	35.3	5.5		0.1		0.4	0.1	48.0	0.2	1.7	1.8	3.3	1.1	1.3	0.3	0.8	100.0		
H29 年度	件数	902	164	1	5		1	14	1,137	2	43	56	61	16	60	4	10	2,476		
	比率	36.4	6.6	0.0	0.2		0.0	0.6	45.9	0.1	1.7	2.3	2.5	0.6	2.4	0.2	0.4	100.0		
H30 年度	件数	1,141	113		5		3	4	1,162	4	36	38	67	20	52	13	41	2,699	2	
	比率	42.3	4.2		0.2		0.1	0.1	43.1	0.1	1.3	1.4	2.5	0.7	1.9	0.5	1.5	100.0	0.1	
R1 年度	件数	1,339	101	1	6		4	7	1,077	6	58	50	95	27	38	11	27	2,847		1
	比率	47.0	3.5	0.0	0.2		0.1	0.2	37.8	0.2	2.0	1.8	3.3	0.9	1.3	0.4	0.9	100.0		0.0
R2 年度	件数	1,429	112		1		8	8	742	2	38	43	94	8	12	13	33	2,543	1	1
	比率	56.2	4.4		0.0		0.3	0.3	29.2	0.1	1.5	1.7	3.7	0.3	0.5	0.5	1.3	100.0	0.0	0.0
R3 年度	件数	1,483	91		6		1	2	1,311	7	72	46	99	27	25	6	55	3,231		
	比率	45.9	2.8		0.2		0.0	0.1	40.6	0.2	2.2	1.4	3.1	0.8	0.8	0.2	1.7	100.0		

*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

③紀南児童相談所分

(件・%)

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)		
	虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			いじめ	児童買春等	
H26 年度	件数	148	24		1	1	8		261	10	8	23	117	13	117	4	14	749	1	
	比率	19.8	3.2		0.1	0.1	1.1		34.8	1.3	1.1	3.1	15.6	1.7	15.6	0.5	1.9	100.0	0.1	
H27 年度	件数	120	31		2	3	23		291	8	11	16	94	18	113	3	9	742	1	
	比率	16.2	4.2		0.3	0.4	3.1		39.2	1.1	1.5	2.2	12.7	2.4	15.2	0.4	1.2	100.0	0.1	
H28 年度	件数	186	32		1		12	2	273	8	12	23	110	10	132	2	12	815		
	比率	22.8	3.9		0.1		1.5	0.2	33.5	1.0	1.5	2.8	13.5	1.2	16.2	0.2	1.5	100.0		
H29 年度	件数	233	31		2			2	248	15	12	11	125	19	84	5	17	804	4	
	比率	29.0	3.9		0.2			0.2	30.8	1.9	1.5	1.4	15.5	2.4	10.4	0.6	2.1	100.0	0.5	
H30 年度	件数	234	33		2		1	1	256	4	24	14	106	30	102	1	28	836	6	2
	比率	28.0	3.9		0.2		0.1	0.1	30.6	0.5	2.9	1.7	12.7	3.6	12.2	0.1	3.3	100.0	0.7	0.2
R1 年度	件数	325	40				2		248	7	22	10	112	22	165	2	12	967	1	
	比率	33.6	4.1				0.2		25.6	0.7	2.3	1.0	11.6	2.3	17.1	0.2	1.2	100.0	0.1	
R2 年度	件数	321	40					2	210	1	9	8	82	13	125	2	20	833	1	
	比率	38.5	4.8					0.2	25.2	0.1	1.1	1.0	9.8	1.6	15.0	0.2	2.4	100.0	0.1	
R3 年度	件数	332	32						415	3	18	13	107	13	165	2	15	1,115		
	比率	29.8	2.9						37.2	0.3	1.6	1.2	9.6	1.2	14.8	0.2	1.3	100.0		

*平成13年度統計より児童買春の再掲を開始した。

*平成15年度統計より養護相談が「虐待」と「その他」に分けて計上されるようになった。

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

(6) 巡回相談実施件数

(件)

		養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
		虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
中 央	和歌山市																
	紀の川市																
	岩出市																
	橋本市																
	有田市																
	御坊市																
	伊都郡																
	有田郡							1									1
	日高郡一部								5			2					7
	その他																
	計							6				2					8

5 相談の処理状況

(1) 相談種別処理件数

①和歌山県全体

(件)

		処理件数 (年度中)																未処理件数	中 央	紀 南	
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他				計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)	通所									
養護	虐待	1,170	394	51	50		4			49		1		8			65	1,792	60	1,456	336
	その他	39	21	3	5		2			20				2		2	11	105	20	79	26
保健																					
障害相談	肢体																6	6		6	
	視聴覚																				
	言語																		1		
	重症																2	2		2	
	知的	1,533	3							1							9	194	1,740	132	1,338
	自閉症	5	1														3	9	1	6	3
非行	ぐ犯	16	24	2	1				13	10							1	67	26	51	16
	触法	6	11	2	3				35	1								58	12	46	12
育成相談	性行	119	51	2	1		2		1	3						2	22	203	15	97	106
	不登校	26	7														4	37	3	24	13
	適性	137															37	174	9	20	154
	しつけ	2	3														1	6	2	4	2
その他		5	1				2			4				1			53	66	3	51	15
計		3,058	516	60	60		10		49	88		1		11		21	391	4,265	284	3,180	1,085
再掲	いじめ	1																	1		
	児童買春																				
中央		2,273	409	53	53		10		42	71		1		11		19	238	3,180	262		
紀南		785	107	7	7				7	17						2	153	1,085	22		

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告例に準じ、本票の統計数値から除いている。

(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件)

		処理件数 (年度中)														未処理件数			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所・社会福祉主事指導を含む	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致		障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)	通所							
養護	虐待	953	313	45	45	4			41		1		8			46	1,456	55	
	その他	28	14	2	4	2			16				2		2	9	79	16	
保健																			
障害相談	肢体														6		6		
	視聴覚																		
	言語																	1	
	重症														2		2		
	知的	1,219	3						1						8	107	1,338	131	
	自閉症	3														3	6	1	
非行	ぐゑ犯	7	21	2	1				13	7							51	25	
	触法	3	10	2	2				28	1							46	12	
育成相談	性行	31	38	2	1		2		1	1					1	20	97	13	
	不登校	14	6													4	24	3	
	適性	10														10	20		
	しつけ		3													1	4	2	
その他		5	1				2		4				1			38	51	3	
計		2,273	409	53	53	10		42	71		1		11		19	238	3,180	262	
再掲	いじめ	2						1										3	
	児童買春																		

③紀南児童相談所分

(件)

		処理件数 (年度中)													未処理件数				
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託		法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)	通所							
養護	虐待	217	81	6	5					8							19	336	5
	その他	11	7	1	1					4							2	26	4
保健																			
障害相談	肢体																		
	視聴覚																		
	言語																		
	重症																		
	知的	314													1	87	402	1	
	自閉症	2	1														3		
非行	ぐ犯	9	3							3							1	16	1
	触法	3	1		1				7									12	
育成相談	性行	88	13							2						1	2	106	2
	不登校	12	1															13	
	適性	127														27	154	9	
	しつけ	2																2	
その他																	15	15	
計		785	107	7	7				7	17					2	153	1,085	22	
再掲	いじめ	4	1							1								6	
	児童買春																		

(2) 年度別処理件数

①和歌山県全体

(件・%)

		処理件数 (年度中)															未処理件数		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約		その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)	通所							
H26年度	件数	1,747	606	49	15	1		36	124		1		18		23	498	3,118	384	
	比率	57.0	20.0	2.0	1.0	1.0		2.0	4.0		1.0		1.0		1.0	16.0	100.0	13	
H27年度	件数	1,812	438	26	18	2		15	96				43		17	606	3,073	294	
	比率	59.0	15.0	1.0	1.0	1.0		1.0	4.0				2.0		1.0	20.0	100.0	10	
H28年度	件数	2,092	612	35	3			25	95				26	3	23	548	3,462	354	
	比率	60.4	17.7	1.0	0.1			0.7	2.7				0.8	0.1	0.7	15.8	100.0	10	
H29年度	件数	2,073	520	33	4	2		25	101				20	1	29	470	3,278	247	
	比率	64.0	16.0	2.0	1.0	1.0		1.0	4.0				1.0	1.0	1.0	15.0	100.0	8	
H30年度	件数	2,380	460	60	27	2		30	69				16		26	397	3,467	194	
	比率	69.0	14.0	2.0	1.0	1.0		1.0	2.0				1.0		1.0	12.0	100.0	6	
R1年度	件数	2,689	540	43	23	2		26	89				14	2	19	338	3,785	209	
	比率	72.0	15.0	2.0	1.0	1.0		1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	9.0	100.0	6	
R2年度	件数	2,096	592	50	61	6		41	64				13	1	21	258	3,203	293	
	比率	66.0	19.0	2.0	2.0	1.0		2.0	2.0				1.0	1.0	1.0	9.0	100.0	10	
R3年度	件数	3,058	516	60	60	10		49	88		1		11		21	391	4,265	284	
	比率	72.0	13.0	2.0	2.0	1.0		2.0	3.0		1.0		1.0		1.0	10.0	100.0	7	

*電話相談受付分については、厚生労働省福祉行政報告書に準じ、本票の統計数値から除いている。
(「VI電話相談の概要」にて別途掲載)

②中央児童相談所分

(件・%)

		処理件数（年度中）															未処理件数		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む）	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約		その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所							
H26年度	件数	1,261	539	28	11		1		21	99		1		18		19	371	2,369	360
	比率	54.0	23.0	2.0	1.0		1.0		1.0	5.0		1.0		1.0		1.0	16.0	100.0	16.0
H27年度	件数	1,341	368	11	9		2		7	79				38		13	455	2,323	273
	比率	58.0	16.0	1.0	1.0		1.0		1.0	4.0				2.0		1.0	20.0	100.0	12.0
H28年度	件数	1,567	518	29	2				21	74				20	3	17	406	2,657	316
	比率	59.0	20.0	2.0	1.0				1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	16.0	100.0	12.0
H29年度	件数	1,504	408	15	4		2		21	82				18	1	28	378	2,461	223
	比率	62.0	17.0	1.0	1.0		1.0		1.0	4.0				1.0	1.0	2.0	16.0	100.0	10.0
H30年度	件数	1,792	382	39	24		2		16	58				10		19	297	2,639	165
	比率	68.0	15.0	2.0	1.0		1.0		1.0	3.0				1.0		1.0	12.0	100.0	7.0
R1年度	件数	2,049	368	39	13		2		23	77				13	2	17	210	2,813	181
	比率	73.0	14.0	2.0	1.0		1.0		1.0	3.0				1.0	1.0	1.0	8.0	100.0	7.0
R2年度	件数	1,536	463	39	51		6		38	53				11	1	19	134	2,351	284
	比率	66.0	20.0	2.0	3.0		1.0		2.0	3.0				1.0	1.0	1.0	6.0	100.0	13.0
R3年度	件数	2,273	409	53	53		10		42	71		1		11		19	238	3,180	262
	比率	72.0	13.0	2.0	2.0		1.0		2.0	3.0		1.0		1.0		1.0	8.0	100.0	9.0

③紀南児童相談所分

(件・%)

		処理件数 (年度中)														未処理件数				
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設				指定医療機関委託	里親委託		法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)	通所								
H26年度	件数	486	67	21	4				15	25						4	127	749	24	
	比率	65.0	9.0	3.0	1.0				3.0	4.0						1.0	17.0	100.0	4.0	
H27年度	件数	471	70	15	9				8	17				5		4	151	750	21	
	比率	63.0	10.0	2.0	2.0				2.0	3.0				1.0		1.0	21.0	100.0	3.0	
H28年度	件数	525	94	6	1				4	21				6		6	142	805	38	
	比率	66.0	12.0	1.0	1.0				1.0	3.0				1.0		1.0	18.0	100.0	5.0	
H29年度	件数	569	112	18					4	19				2		1	92	817	24	
	比率	70.0	14.0	3.0					1.0	3.0				1.0		1.0	12.0	100.0	3.0	
H30年度	件数	588	78	21	3				14	11				6		7	100	828	29	
	比率	72.0	10.0	3.0	1.0				2.0	2.0				1.0		1.0	13.0	100.0	4.0	
R1年度	件数	640	172	4	10				3	12				1		2	128	972	28	
	比率	66.0	18.0	1.0	2.0				1.0	2.0				1.0		1.0	14.0	100.0	3.0	
R2年度	件数	560	129	11	10				3	11				2		2	124	852	9	
	比率	66.0	16.0	2.0	2.0				1.0	2.0				1.0		1.0	15.0	100.0	2.0	
R3年度	件数	785	107	7	7				7	17						2	153	1,085	22	
	比率	73.0	10.0	1.0	1.0				1.0	2.0						1.0	15.0	100.0	3.0	

(3) 養護相談の理由別処理件数

①和歌山県全体

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所				4	49	7	9	69	0.0
里親委託		1			8	1		10	0.0
面接指導	2			7	1,615	30	24	1,678	0.9
その他					120	9	11	140	0.1
計	2	1		11	1,792	47	44	1,897	1.0
比率	0	0		0	1	0	0	1	
中央児童相談所		1		7	1,456	34	37	1,535	0.8
紀南児童相談所	2			4	336	13	7	362	0.2

<再掲>虐待うち児童福祉施設入所の内訳

(件)

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	計	比率
中央児童相談所	26	9		4	2	41	83.7%
紀南児童相談所	6				2	8	16.3%
計	32	9		4	4	49	100.0%
比率	65.3%	18.4%		8.2%	8.2%	100.0%	

②中央児童相談所分

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所				2	41	5	9	57	0.0
里親委託		1			8	1		10	0.0
面接指導				5	1,311	21	18	1,355	0.9
その他					96	7	10	113	0.1
計		1		7	1,456	34	37	1,535	1.0

③紀南児童相談所分

(件)

	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家庭環境		その他	計	比率
					虐待	その他			
児童福祉施設入所				2	8	2		12	3.3%
里親委託									
面接指導	2			2	304	9	6	323	89.2%
その他					24	2	1	27	7.5%
計	2			4	336	13	7	362	100.0%

(4) 虐待相談処理件数

①虐待相談の経路

(件)

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童センター 児童家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	
	児童相談所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関
中央	127	66	78		11	144	9	8		6	8	492		1	23
紀南	11	4	34			33	3	2				115		2	2
計	138	70	112		11	177	12	10		6	8	607		3	25

	学 校 等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員	家 族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	幼稚園	学校	教育委員会等			虐待者本人			虐待者以外							
						父親	母親	その他	父親	母親	その他					
中央		85	3		1	14	37	2	34	39	16	25	184	13	30	1,456
紀南	3	35	2	1			14			21	5	2	40	2	5	336
計	3	120	5	1	1	14	51	2	34	60	21	27	224	15	35	1,792

②虐待相談の主な虐待者

(件)

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
中央	570	49	701	1	135	1,456
紀南	108	27	196		5	336
計	678	76	897	1	140	1,792

③被虐待児の年齢・相談種別

(件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
0歳	中央	23	2	50	30	105
	紀南	1		11	4	16
	計	24	2	61	34	121
1歳	中央	10		35	6	51
	紀南			7	3	10
	計	10		42	9	61
2歳	中央	18		40	13	71
	紀南	6		10	2	18
	計	24		50	15	89
3歳	中央	27		64	21	112
	紀南	2		12	4	18
	計	29		76	25	130
4歳	中央	17		58	19	94
	紀南	9		13	3	25
	計	26		71	22	119
5歳	中央	26	2	51	19	98
	紀南			8	3	11
	計	26	2	59	22	109
6歳	中央	27		55	20	102
	紀南	3		13	5	21
	計	30		68	25	123
7歳	中央	24		45	7	76
	紀南	3		16	5	24
	計	27		61	12	100

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
8歳	中央	30		30	20	80
	紀南	3	2	11	3	19
	計	33	2	41	23	99
9歳	中央	27		49	16	92
	紀南	2	6	11	3	22
	計	29	6	60	19	114
10歳	中央	28	1	44	18	91
	紀南	5	2	9	7	23
	計	33	3	53	25	114
11歳	中央	25	1	44	22	92
	紀南	4	5	13	9	31
	計	29	6	57	31	123
12歳	中央	25	1	34	11	71
	紀南	2		3	5	10
	計	27	1	37	16	81
13歳	中央	22		42	12	76
	紀南	8	1	8	3	20
	計	30	1	50	15	96
14歳	中央	23	1	28	11	63
	紀南	3		8	7	18
	計	26	1	36	18	81
15歳	中央	26	1	30	6	63
	紀南	2		11	6	19
	計	28	1	41	12	82
16歳	中央	18	2	36	10	66
	紀南	4		11	2	17
	計	22	2	47	12	83
17歳	中央	19		26	8	53
	紀南	2		9	2	13
	計	21		35	10	66
18歳	中央					
	紀南				1	1
	計				1	1
合計	中央	415	11	761	269	1,456
	紀南	59	16	184	77	336
	計	474	27	945	346	1,792

④立入調査・警察官への援助要請件数 (件)

	立入調査	援助要請
中央		8
紀南		

⑤親権・後見人関係

(件)

		法第28条第1項第1号・第2号による措置	親権喪失審判の請求	親権停止審判の請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	中央	6		1		
	紀南	4				
承認件数	中央	8				
	紀南					

6 里親の状況

(1) 里親の意義

子供は、温かい家庭で愛され大切に育てられながら、健やかに成長していくのが理想であるが、中には虐待や親の病気、離婚など様々な事情により、家庭で育つことが難しい子供もいる。

里親制度は、そのような子供を、深い愛情と正しい理解をもって養育してくれる里親家庭に委託し、家族・親子関係を中心とした家庭養育を行う児童福祉の制度である。

施設における集団養護になじみにくい子供や、よりきめ細かい、個別的な養育環境が必要な子供にとって、里親制度はすぐれたものとされている。

平成16年の児童福祉法改正においては、里親の定義規定を設けるとともに、里親の監護・教育・懲戒権が新たに認められるなど、社会的養護における里親の重要性がより一層明確化された。

(2) 本県における里親、里子の状況

令和3年度の新規里親登録数は18件、里親登録総数は176件となった。

また、委託状況については、令和3年度に新たに委託した児童は8名、委託解除した児童は9名であった。

最近の特徴として、虐待を受けた子供、思春期を迎えた子供等の委託が多く、このような子供達を家庭的な環境の中できめ細やかに養育することの有用性を、改めて認識させられたところである。

(3) ファミリーホームについて

平成23年に1箇所、平成24年度に1箇所、平成25年度に1箇所、平成28年度に2箇所、平成29年度に2箇所、令和元年度に1箇所のファミリーホームが立ち上がったものの、令和2年度に1カ所、令和3年度に1カ所廃止となり、令和3年度末現在、6箇所20名の児童が入所している。

(4) 里親制度の充実に向けて

子供の健全な育成のためには、その子供を心から理解し、温かく見守る、愛情に溢れた家庭の存在意義は大きく、また、子供を取りまく環境が深刻化している現代社会において、里親制度に期待される役割は大きくなってきている。子供達に安心して生活できる家庭養育環境を提供するために、より多くの里親の登録が望まれる。

本県では、令和3年度末現在で16名の専門里親の登録がある。児童虐待等の問題の深刻化に伴い、よりきめ細やかなケアが必要な子供が増加し、専門里親への期待は、より一層高まっている。

子供達へのきめ細やかな関わりが求められる中、里親の養育機能の向上が重要となってくるが、児童相談所における家庭養育研修会の開催、個々の養育支援とともに、和歌山県里親会においても、研修会や里親間の意見交換を活発に行っている。

(5) 里親、ファミリーホームの登録数等 (令和4年3月31日現在)

①郡市別・種別件数 (里親、ファミリーホーム)

(件)

郡市別 種別		中央児童相談所管内										県外	紀南児童相談所管内					合 計	
		和歌山市	海南市	紀の川市	岩出市	橋本市	有田市	御坊市	海草郡	伊都郡	有田郡		日高郡一部	田辺市	新宮市	日高郡一部	西牟婁郡		東牟婁郡
登録数	里親	64	5	15	12	13	3	5	3	6	7	6		16	5	2	7	7	176
	FH	0	0	0	2	1	0	1	0	1	1	0		0	0	0	0	0	
計		64	5	15	14	14	3	6	3	7	8	6	0	16	5	2	7	7	182
委託先	里親	13	1	3	3	1	0	0	0	0	3	3		3	1	1	0	1	33
	FH	0	0	0	2	0	0	1	0	1	1	0		0	0	0	0	0	
計		13	1	3	5	1	0	1	0	1	4	3	0	3	1	1	0	1	38
委託児	里親	17	1	4	3	1	0	0	0	5	6		4	1	1	0	1	44	
	FH	0	0	0	7	0	0	5	0	3	5	0	0	0	0	0	0		20
計		17	1	4	10	1	0	5	0	3	10	6	0	4	1	1	0	1	

※登録・委託里親は世帯数

(6) 里親委託状況 (令和4年3月31日現在)

①年齢別・性別件数

(件)

年齢 性別	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校、大学 専門学校	計	合計
男	1	6	9	2	8	26	44
女	0	5	5	4	4	18	

②里親の措置・解除件数

(件)

年度内措置	男	3	年度内解除	養子縁組のため	0
	女	5		家庭へ引き取り	2
				就職自立	1
				措置変更	5
				その他	1

③過去の里親委託・解除件数

(ア) 委託児童件数

(件)

年度	年度内措置	年度内解除
29	14	7
30	11	11
R1	8	18
R2	7	6
R3	8	9

(イ) 里親新規登録・登録解除件数

(件)

年度	年度内新規登録	年度内登録解除
29	14 (2)	2
30	8	6
R1	17 (1)	8
R2	30	3
R3	18	7

※ () は専門里親

(7) ファミリーホーム委託状況 (令和4年3月31日現在)

①年齢別・性別件数

(件)

年齢 性別	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校、大学 専門学校	計	合計
男	0	4	1	3	0	8	20
女	0	3	4	3	2	12	

②ファミリーホームの入所・退所件数

(件)

年度内入所	男	1	年度内退所	養子縁組のため	0
	女	1		家庭へ引き取り	3
				就職自立	1
				措置変更	1
				その他	2

7 判定指導業務の状況

(1) 判定実施状況

判定件数の内訳は知的障害の判定が大半を占め、その半数が療育手帳等の福祉制度の活用のための判定である。また、ことばの遅れや発達障害の疑いを主訴とした発達相談の中で実施される判定の占める割合も大きい。

①判定実施件数

(件)

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理治療・カウンセリング				
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察・指導		医師	心理判定員	児童福祉司	その他の所員	
児童	中央	12,056	64	0	0	713	434	249	22	2,159	0	23	2,411	4,840	0
	紀南	1,854	70	1	0	282	185	61	1	1,078	0	47	379	570	0
保護者	中央	21,186	22	0	0	0	0	0	0	588	0	7	678	4,729	0
	紀南	4,632	63	0	0	0	0	0	0	857	0	40	101	725	0
その他	中央	34,531	61	0	0	0	0	0	0	334	0	10	433	4,224	0
	紀南	10,849	57	0	0	0	0	0	0	323	0	21	60	381	0
計	中央	67,773	147	0	0	713	434	249	22	3,081	0	40	3,522	13,793	0
	紀南	17,335	190	1	0	282	185	61	1	2,258	0	108	540	1,676	0
合計		85,108	337	1	0	995	619	310	23	5,339	0	148	4,062	15,469	0

②1歳6ヶ月児精密検査件数

(件)

種別	養護	保健	肢体不自由	言語障害	しつけ	知的障害	重心	性格行動	適性	自閉症	その他	計
管轄別												
中央児童相談所												0

③3歳児精密検査件数

(件)

種別	養護	保健	肢体不自由	言語障害	しつけ	知的障害	重心	性格行動	適性	自閉症	その他	計
管轄別												
中央児童相談所												0

④心理学的検査の実施件数内訳

(件)

検査名		管轄別	中央児童相談所	紀南児童相談所	合計
検査実施件数 (一件あたりの検査数		A B/A)	975 (1.42)		975 (1.42)
知能検査および発達検査	田 中 ビ ネ ー		467		467
	ウ ェ ク ス ラ ー 式		237		237
	新 版 K 式		433		433
	K I D S		0		0
	グッドイナフ人物画知能検査		0		0
	S M 社会生活能力検査		2		2
	そ の 他		1		1
	小 計		1,140		1,140
人格検査	S C T		66		66
	P F ス タ デ ィ		8		8
	H T P		15		15
	バ ウ ム		73		73
	人 物 画		52		52
	動 的 家 族 画		10		10
	ロ ー ル シ ャ ッ ハ		0		0
	そ の 他		0		0
	小 計		224		224
その他の検査	B G T		0		0
	I T P A		0		0
	そ の 他		22		22
	小 計		22		22
合計		B	1,386	0	1,386

(2) 通所指導等実施状況

通所指導では、発達に遅れが見られる児童等を対象とした発達相談、非行・不登校・性格行動等の相談ケースを対象とした心理療法中心の指導を行っている。

①心理療法中心のケース指導

非行、不登校、性格行動の相談ケースについては、従来より心理学的アプローチが重視されており、この3項目については他の相談ケースとは区別して実施状況を再掲する。

◎郡市別実施状況

(人)

郡市名	和歌山市	海南市 海草郡	岩出市	紀の川市	橋本市 伊都郡	有田市 有田郡	御坊市 日高郡一部	その他	合計
対象児童数	353	32	75	48	50	59	43	0	660
延児童数	1,561	135	355	209	162	110	139	0	2,671

(3) 療育手帳判定実施状況

①療育手帳程度別件数

		A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	合計
計	件数	181	252	262	709	128	1,532
	比率	11.8%	16.4%	17.1%	46.3%	8.4%	100.0%
中央児童 相談所	件数	132	199	207	566	114	1,218
	比率	10.8%	16.3%	17.0%	46.5%	9.4%	100.0%
紀南児童 相談所	件数	49	53	55	143	14	314
	比率	15.6%	16.9%	17.5%	45.5%	4.5%	100.0%

②郡市別 療育手帳判定件数 (件)

郡市名	療育手帳	郡市名	療育手帳
和歌山市	559	海草郡	13
海南市	72	伊都郡	36
岩出市	141	有田郡	70
紀の川市	104	日高郡	76
橋本市	91	西牟婁郡	88
有田市	38	東牟婁郡	51
御坊市	30	計	334
田辺市	110	県外	3
新宮市	50		
計	1,195		

8 一時保護

(1) 一時保護の必要性

ア 緊急保護

(ア) 適当な保護者又は宿所がないため緊急に該当児童を保護する必要がある場合。

(イ) 虐待、放任等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合。

イ 行動観察

一時保護された児童の適切かつ具体的な処遇方針を定めるため、一時保護による十分な行動観察及び生活指導を行う必要がある場合。

ウ 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合。

年度別一時保護状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度からの繰越人員	38	31	27	22	24
当該年度新規保護人員	306	260	277	296	304
年間保護実人員	344	291	304	318	328
年間保護延人員	13,016	12,548	10,479	10,468	12,005
一人平均保護日数	37.8	43.1	34.5	32.9	36.6
一日平均保護人員	35.7	34.4	28.7	28.7	32.9
最長保護日数	☆586	□476	◇478	△312	※365
一日最多保護人数	41	45	42	38	47
保護児最低年齢	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
保護児最高年齢	18歳	18歳	18歳	18歳	18歳

☆印、28年度より継続保護で29年度中に終了。

□印、29年度より継続保護で30年度中に終了。

◇印、30年度より継続保護で令和元年度中に終了。

△印、令和元年度より継続保護で令和2年度中に終了。

※印、令和2年度より継続保護で令和3年度中に終了。

(2) 入所状況・退所状況

《入所状況》

①相談種別・性別入所状況

令和3年度の新規入所児対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。

(人)

		養護		非行		育成			障害		保健 ・他	計
		養護	虐待	ぐ犯	触法	性行	不登校	その他	知的	その他		
中 央	男	15	79	16	3	6	0	0	0	0	2	121
	女	14	112	28	1	4	0	0	0	0	0	159
紀 南	男	8	14	3	0	4	0	0	0	0	0	29
	女	4	11	1	0	3	0	0	0	0	0	19
計		41	216	48	4	17	0	0	0	0	2	328

・委託一時保護含む

《退所状況》

②性別退所状況

令和3年度の退所児対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。

(人)

		施設	帰宅	里親	施設	措置	親類宅	他機関	その他	計
		(※1)	(※2)	委託	復帰	変更		(※3)	(※4)	
中 央	男	39	40	13	1	0	2	14	1	110
	女	67	57	6	0	1	0	15	0	146
紀 南	男	8	11	0	0	0	0	1	4	24
	女	5	7	0	0	0	0	0	3	15
計		119	115	19	1	1	2	30	8	295

・委託一時保護含む。

(※1)「施設入所」の内訳は、児童養護施設：66件、児童自立支援施設：8件、福祉型障害児入所施設：7件、児童心理治療施設(旧称：情短施設)：6件

(※2)「帰宅」の内訳は、養護：11件、虐待：73件、非行等相談：24件、育成相談7件

(※3)自立援助ホーム：12件、自立準備ホーム：3件、他児相

(※4)医療機関：0件

(※5)年間保護実人員328人の内、33人が次年度継続保護のため。

③年齢別・性別入所状況

令和3年度の新規入所児を対象とする。

(人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
中 央	男	11	2	3	13	6	14	8	3	2	2	7	9	2
	女	4	5	3	6	6	3	4	2	2	6	7	10	13
紀 南	男	1	0	2	6	1	0	0	0	1	1	2	1	2
	女	1	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	1	3
計		16	7	8	25	16	18	12	6	5	9	16	21	20

(人)

		13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
中 央	男	5	15	2	3	3	0	0	110
	女	25	20	11	6	12	1	0	146
紀 南	男	7	3	0	2	0	0	0	29
	女	3	4	0	0	2	0	0	19
計		40	42	13	11	17	1	0	304

・委託一時保護含む。

④月別・性別入所状況

令和3年度の新規入所児を対象とする。

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
男	19	9	10	12	12	15	10	9	9
女	16	19	15	16	10	17	15	5	13
計	35	28	25	28	22	32	25	14	22

(人)

	1月	2月	3月	計
男	11	8	15	139
女	13	11	15	165
計	24	19	30	304

・委託一時保護含む。

⑤相談種別・性別緊急入所状況

令和3年度の退所児を対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。(人)

		入所数		緊急入所数			
		男	女	男		女	
養護相談	虐待	83	108	44	53%	52	48.1%
	その他	21	17	8	38%	5	29.4%
非行相談	ぐ犯等	16	28	7	43.7%	23	82.1%
	触法行為等	2	1	0	0%	0	0%
育成相談	性格行動	10	7	2	20%	4	57.1%
	不登校	0	0	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0	0%	0	0%
障害相談	知的障害	0	0	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0	0%	0	0%
保健相談・その他相談		2	0	0	0%	0	0%
小計		134	161	61	45.5%	84	52.1%
計		295		145		49.1%	

・委託一時保護含む。

⑥相談主訴別・性別入所状況

令和3年度の新入所児を対象とする。(人)

	男	女	計	比率
家庭環境	36	25	61	17%
家出・外泊	8	26	34	9.5%
暴力	4	6	10	2.8%
窃盗	5	0	5	1.4%
シンナー	0	0	0	0%
異性交遊	0	3	3	0.8%
虐待	78	110	188	52.5%
怠学	2	2	4	1%
不登校	2	5	7	2%
その他・ぐ犯(※)	2	5	7	2%
その他	20	19	39	11%
計	157	201	358	100.0%

・主訴は重複あり。

・委託一時保護含む。

(※) 喫煙・校則違反・万引き等

⑦相談種別・日数別入所状況

令和3年度の退所児を対象とし、前年度からの繰り越し児童も含む。

(人)

		1～ 5日	6～ 10日	11～ 15日	16～ 20日	21～ 25日	26～ 30日	31日 以上	計
養護相談	虐待	20	12	17	14	20	14	94	191
	その他	8	7	3	3	2	5	10	38
非行相談	ぐ犯等	10	4	4	4	6	1	15	44
	触法行為等	2	0	0	0	0	0	1	3
育成相談	性格行動	4	3	1	0	2	2	5	17
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
保健相談・その他相談		1	0	0	0	0	0	1	2
小計		45	26	25	21	30	22	126	295

・委託一時保護含む。

(※) 前年度からの繰り越し児童全24件の内訳は、

養護相談：虐待18件、その他2件 非行相談2件、育成相談2件。

9 特別事業

(1) 家庭支援体制緊急整備促進事業

児童虐待防止対策支援事業（中央児童相談所）

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加している。また医学的治療、法的対応が必要なケースもそれぞれ増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。

児童相談所には、市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保、向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

児童相談所は地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な判断が必要なケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子供の福祉の向上を図ることを目的としている。

■実施状況

主催：和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

実施日：令和4年3月23日（水）13:30～15:30

実施場所：オンライン開催

演題：「在宅支援共通アセスメント・プランニングについて」

講師：流通科学大学 名誉教授 加藤 曜子

参加者：県児童相談所職員 40名

(2) 処遇困難事例検討会議等、弁護士相談について

さまざまな相談を受ける中で、児童相談所内部の相談機能や援助技術だけでは、処遇に困難をきたすケースがある。とりわけ、保護者の意に反して、子供を保護し処遇することが多い虐待ケースや、児童福祉の枠組みだけでは対応困難な非行ケースなど、各種の法的対応を必要とする場合である。このような場合、子供の福祉や権利擁護の観点に立った弁護士の助言が、きわめて有効である。

当所では、子供の権利擁護や児童福祉領域を専門とする弁護士の理解と協力を得て、処遇困難事例および法的対応事例などについて、適宜、タイムリーな弁護士相談を実施しており、そこで受けた助言や検討された方針に基づいて処遇を進めることで、よりきめ細やかで毅然とした対応を図ることができている。

主には、家庭裁判所への施設入所承認の申立や親権喪失の申立などの法的対応ケースである。

(3) 子どもと家庭のテレフォン110番（子供相談）

社会情勢の変化により、友達関係や学校のこと、また自分自身のことについて相談できずにいる子供が少なくない。このような中で、子育て中の親や子供自身の悩みの相談相手として、「家庭支援電話相談（子どもと家庭のテレフォン110番）」を開設し、様々な相談に応じている。

電話による相談は、その利便性・匿名性から、いつでも、誰でも、どこからでも気軽に相談できるという利点があり、子育て支援の一環として、現在様々な機関でも電話相談が設置されている。

当事業における、令和3年度の電話相談受付件数は231件である。相談種別受付状況をみると、**養護、性格行動相談、しつけが103件と多く、全体の約40%を占めている。**このことから、子育て家庭では子供の養育に悩みや不安を抱えている状況がうかがわれる。

また、虐待相談についても、電話相談が虐待の予防や発見という点では大きな役割を果たしていると言える。

当センターの電話相談は児童相談所に併設されていることから、虐待相談やその他の必要な相談についても、迅速な対応をすることができる。

1 事業の概要

① 開設経緯

近年の核家族化・少子化等により児童及び家庭をとりまく環境が変化し、児童に関する問題が複雑・多様化してきていることに対処するため、厚生省（現厚生労働省）は、平成元年度より都道府県中央児童相談所及び政令指定都市中央児童相談所において「家庭支援相談事業」を実施することとした。

これを受けて、県では平成3年度から「家庭支援相談事業」を実施することとし、平成3年10月1日から中央児童相談所に「家庭支援電話相談（子どもと家庭のテレフォン110番）」を開設した。

平成3年10月1日	「子どもと家庭のテレフォン110番」を中央児童相談所に開設
平成4年4月1日	県民生部青少年女性課に設置していた青少年健全育成のための「よい母、よいパパ電話相談」を「子どもと家庭のテレフォン110番」に統合
平成7年10月1日	中央児童相談所が県子ども・障害者相談センターとして再編統合されたことに伴い、「子どもと家庭のテレフォン110番」も移管
平成15年4月1日	県教育委員会生涯学習課に設置していた「すこやか子育てテレフォン相談」を「子どもと家庭のテレフォン110番」に統合
平成28年4月1日	「子どもと家庭のテレフォン110番」24時間体制

② 運営

①和歌山県全域の児童及びその家庭に関する問題等について、電話による相談援助活動を行う。

②家庭支援専門家チームにより、専門的な知識や高度の援助技術を必要とする相談に、適切に対応する。

③ 相談日

毎日実施

④ 電話受付時間

365日24時間体制

⑤ 設置場所

県子ども・女性・障害者相談センター

⑥ 電話番号

073-447-1152 (いいこに)

1 相談受付状況

① 受付件数の状況

令和3年度の相談件数は231件であった。子育て支援に関する相談は、福祉・医療・保健・教育の各専門分野において積極的に取り組んでいる。そのため利用者はそれぞれのニーズに応じた相談先を選択できるようになっていることから、今年度の相談受付も専門別に分散化していると見ることができる。また、通信手段の多様化により、相談形態も電子メールやFAX、SNSにより24時間対応で、相談受信を行う相談機関も増えている。

このような要因から利用者の分散化が進む中で、令和3年度に200件超の受付件数となったことは、地域に「子どもと家庭のテレフォン110番」が定着してきたこと、そして電話相談の特性でもある即時的対応が利用者にも求められているためと捉えることができる。

さらに、この電話相談は児童相談所に併設されており、休日の相談体制もとっていることから、緊急を要する虐待の相談や通告にも即座に対応できていることが、他にはない強みとなっている。

② 月別相談受付件数

月別相談件数は下表のとおりである。9月が最も多く34件、次に7月の27件と続いている。

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H29年度	33	37	61	43	29	43	51	73	72	76	97	80
H30年度	91	94	96	84	113	143	62	68	39	33	43	44
R元年度	29	35	47	32	24	52	28	58	36	50	34	47
R2年度	16	20	28	19	18	24	21	35	21	13	16	26
R3年度	22	11	25	27	21	34	23	16	22	13	0	17

③ 相談種類別受付件数

相談種別受付状況は下表のとおりである。「その他」を除き、「養護」が43件（18.6%）、続いて「性格行動」が37件（16%）である。

(件)

	性格 行動	不登校	しつけ	保健	非行	養護	適正	障害	その他	合計
H29年度	108	35	66	12	13	82	17	19	343	695
H30年度	101	35	33	4	10	110	10	20	587	910
R元年度	55	18	60	10	16	98	6	8	201	472
R2年度	21	5	23	5	1	59	0	6	137	257
R3年度	37	2	11	0	3	43	1	4	130	231

④ 相談者別受付件数

相談者別に見ると、「家族」からの相談が178件（77.0%）と多数を占めている。次は「本人」からの相談が22件（9.5%）である。

相談の内容を見ると、育児不安、夫婦間、親族間の人間関係や近所づきあいなどの問題を相談するケースが大多数を占めている。子育ての中で夫婦間やその他の人間関係に悩み、繰り返し相談してくるケースも少なくない。また、「本人」からの相談内容からは、家庭や地域の中で誰にも頼ることができず、半ば孤立した形で子供や保護者が社会生活を送っていることがうかがえる。

(件)

	家族	近隣・ 知人	本人	関係機 関	その他	不明	合計
H29年度	403	26	154	22	15	75	695
H30年度	402	34	400	45	26	3	910
R元年度	335	22	60	27	12	16	472
R2年度	213	12	23	4	5	0	257
R3年度	178	14	22	3	7	7	231

⑤ 相談対象児別受付件数

相談対象児別にみると、「3～6歳」が69件（29.8%）と最も多く、このことは、就学前児童の育児対応に関する相談や、思春期を迎える子供のへの対応に関する母親（保護者）からの相談が多いためと考えられる。

また、当センターの電話相談の対象者は、原則として18歳未満の子供とその家庭であるが、18歳以上の方と年齢不明の方を対象者とする相談割合が、本年度は52件で全体の22.5%となっている。これは、相談者としては母親が多く、子育てをする中で、母親自身が抱える悩みを訴えるケースが多いことも、1つの要因と考えられる。子供を介した親同士や、近所とのつきあいによる対人関係の問題、また精神的な疾患を抱えながらの日常生活の大変さが主訴となっている。

	0～2歳	3～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上 不明	合計 (件)
H29年度	111	61	65	45	76	101	236	695
H30年度	67	99	59	64	214	84	323	910
R元年度	30	135	33	62	77	61	74	472
R2年度	24	86	15	25	41	24	42	257
R3年度	11	69	27	21	27	24	52	231

⑥ 時間帯別相談受付件数

受付状況を時間帯別に見ると、件数の多い時間帯は、「20時台」が30件（12.9%）、
「22時台」が21件（9.9%）、「23時台」が19件（8.2%）である。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	(件)
9:00～10:00	31	50	31	4	5	
10:00～11:00	59	50	27	11	8	
11:00～12:00	53	73	25	9	4	
12:00～13:00	52	38	24	14	8	
13:00～14:00	47	59	30	4	7	
14:00～15:00	50	32	27	3	9	
15:00～16:00	43	33	29	7	9	
16:00～17:00	39	45	26	5	7	
17:00～18:00	32	46	29	4	10	
18:00～19:00	43	72	47	26	15	
19:00～20:00	33	46	42	16	10	
20:00～21:00	40	31	52	22	30	
21:00～22:00	36	38	32	22	16	
22:00～23:00	32	51	31	28	21	
23:00～24:00	12	48	25	30	19	
0:00～1:00	12	52	18	12	15	
1:00～2:00	10	30	10	9	4	
2:00～3:00	3	19	6	5	4	
3:00～4:00	3	16	4	1	0	
4:00～5:00	5	7	2	1	2	
5:00～6:00	3	7	4	2	0	
6:00～7:00	6	12	10	13	10	
7:00～8:00	16	20	5	10	7	
8:00～9:00	35	35	30	9	11	
合計	695	910	※ 566	257	231	

※令和元年度、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の94件を含む。

⑦居住地域別受付件数

居住地域別に見て、「不明」が全体の36.3%を占め最も多い。次いで多いのが「和歌山市」で全体の28.1%となっている。これは相談者が自分の名前や住所を告げなくても相談ができるという電話相談の特性である匿名性を優先しているためである。

(件)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
和歌山市	340	510	237	99	65
海南市	17	41	26	19	6
岩出市	12	13	11	7	7
紀の川市	10	61	16	47	43
橋本市	14	7	11	1	3
有田市	9	7	7	6	7
御坊市	2	4	2	1	2
田辺市	9	3	8	3	5
新宮市	2	1	3	4	2
海草郡	1	0	3	2	0
伊都郡	4	0	2	0	0
有田郡	32	49	5	4	3
日高郡	17	13	10	1	2
西牟婁郡	3	2	0	0	0
東牟婁郡	0	3	1	5	0
県外	6	4	1	1	2
不明	217	192	129	57	84
合計	695	910	472	257	231

Ⅱ 女性相談所・女性保護施設の概要

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター女性相談課は、売春防止法(昭和31年)に基づく婦人相談所として対象者の早期発見及び自立を図る業務を行っている。

平成13年10月13日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行にともない、平成14年4月1日より配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害者の相談・支援や生命または身体への危険の恐れがある被害者の一時保護も実施している。

又、平成27年4月1日から性暴力救援センター和歌山「わかやま mine」が所管替えにより、女性相談課へ移管となり、性暴力に特化した相談、ワンストップ化が図れるようになった。

- 設置主体 和歌山県
- 電話 073-445-0793(相談電話)
FAX 073-447-1587
- 沿革
 - 昭和31年 5月24日 売春防止法公布
 - 32年 4月 1日 売春防止法施行
 - 32年 4月 1日 海草福祉事務所に婦人相談所設置一時保護付設
(和歌山市小松原通り一丁目1番地)
 - 33年 7月 1日 婦人相談所及び一時保護所移転(和歌山市車坂西ノ丁21番地3)
 - 33年10月 4日 同所に婦人保護施設「吹上寮」開設
 - 60年 4月 1日 新築移転(和歌山市和歌浦東三丁目6番46号)
婦人保護施設を「なぐさホーム」に名称変更
 - 平成 9年 4月 1日 「和歌山県婦人相談所」を「和歌山県女性相談所」に、「和歌山県
婦人保護施設」を「和歌山県女性保護施設」に名称変更
 - 13年10月13日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
 - 14年 4月 1日 配偶者暴力相談支援センターの機能開始
 - 16年12月 2日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部
を改正する法律施行
 - 16年12月 7日 人身取引対策行動計画
 - 20年 1月11日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部
を改正する法律施行
 - 21年 4月 1日 「和歌山県女性相談所」及び「和歌山県女性保護施設なぐさホーム」が
現在地に移転。組織統合により「和歌山県女性相談所」は「和歌山県子ども・女性・
障害者相談センター」に名称を変更し、女性相談課が発足

26年 1月 3日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更

27年 4月 1日 所管替えにより“性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」”が和歌山県子ども・女性・障害者相談センター女性相談課へ移管

1 女性相談の業務

(1) 婦人保護事業について

「売春防止法」に基づき、売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき配偶者等からの暴力被害者である女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者等からの暴力の防止等に関する啓発活動を行う。あわせて要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び保護を行うものである。

(2) 女性相談課

要保護女子の転落防止と保護更生及び暴力被害女性の保護を円滑に推進するために必要な措置を講じ、婦人保護事業に関する啓発活動など、女性の福祉に関する事務を行う。また都道府県における婦人保護事業実施の中核機関として、福祉事務所、女性相談員、女性保護施設その他の関係機関と常時密接な連携を保ちつつ相互の業務の調整を行い、婦人保護事業の積極的かつ効果的な実施を図る役割を果たす。

[業務内容]

①相談

電話相談	専用電話を設置し、相談に応じる。
来所相談	電話相談では対応が困難な場合や、面接相談を希望する場合に実施する。

②調査・判定

必要に応じて調査を行うとともに医学的、心理学的判断を行う。

③一時保護

本人の申請に基づき、保護を必要と認めた場合、一時保護又は一時保護委託を実施する。

④啓発活動

「女性に対する暴力をなくす運動」として街頭啓発、講演会、新聞、テレビ等による啓発活動を行うとともに、啓発誌「女性相談所からの発信」を年一回発行している。

(3) 女性保護施設

女性保護施設は、要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護のため、要保護女子等を保護し、自立を支援する施設である。

(4) 女性相談員の業務

女性相談員は、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性について広く相談に応じ、関係機関と協力して保護・自立支援を行う。

1) 女性相談課職員構成 (R4. 4. 1 現在)

常勤(兼任)		常勤(専任)					計
所長	次長	課長	主任	主査	副主査	主事	
1	1	1	2	3	1.2	1	10.2

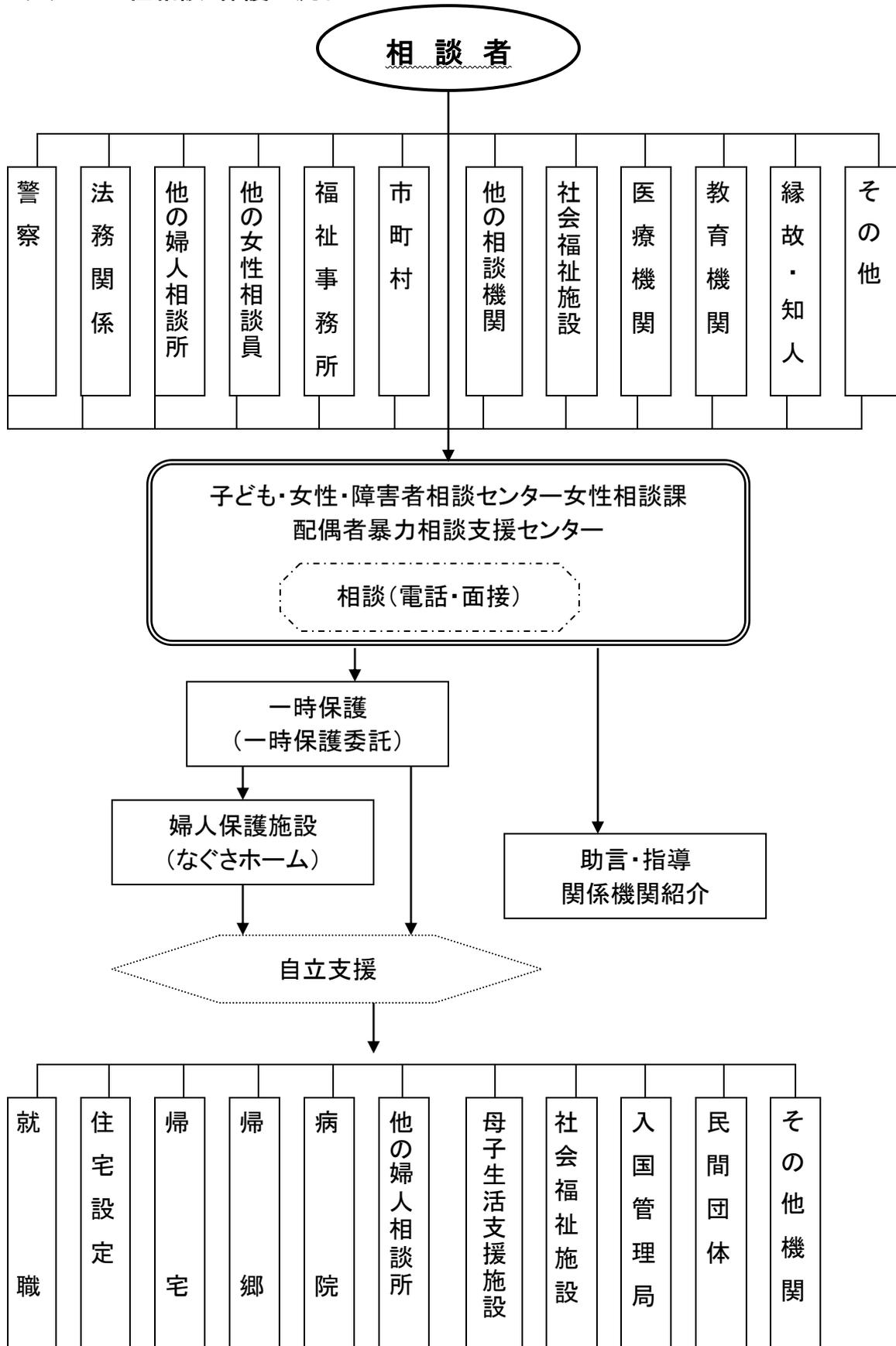
非常勤				
嘱託医	心理判定員	宿日直員	電話相談員	計
1	0	9	8	18

2) 各地域の女性相談員

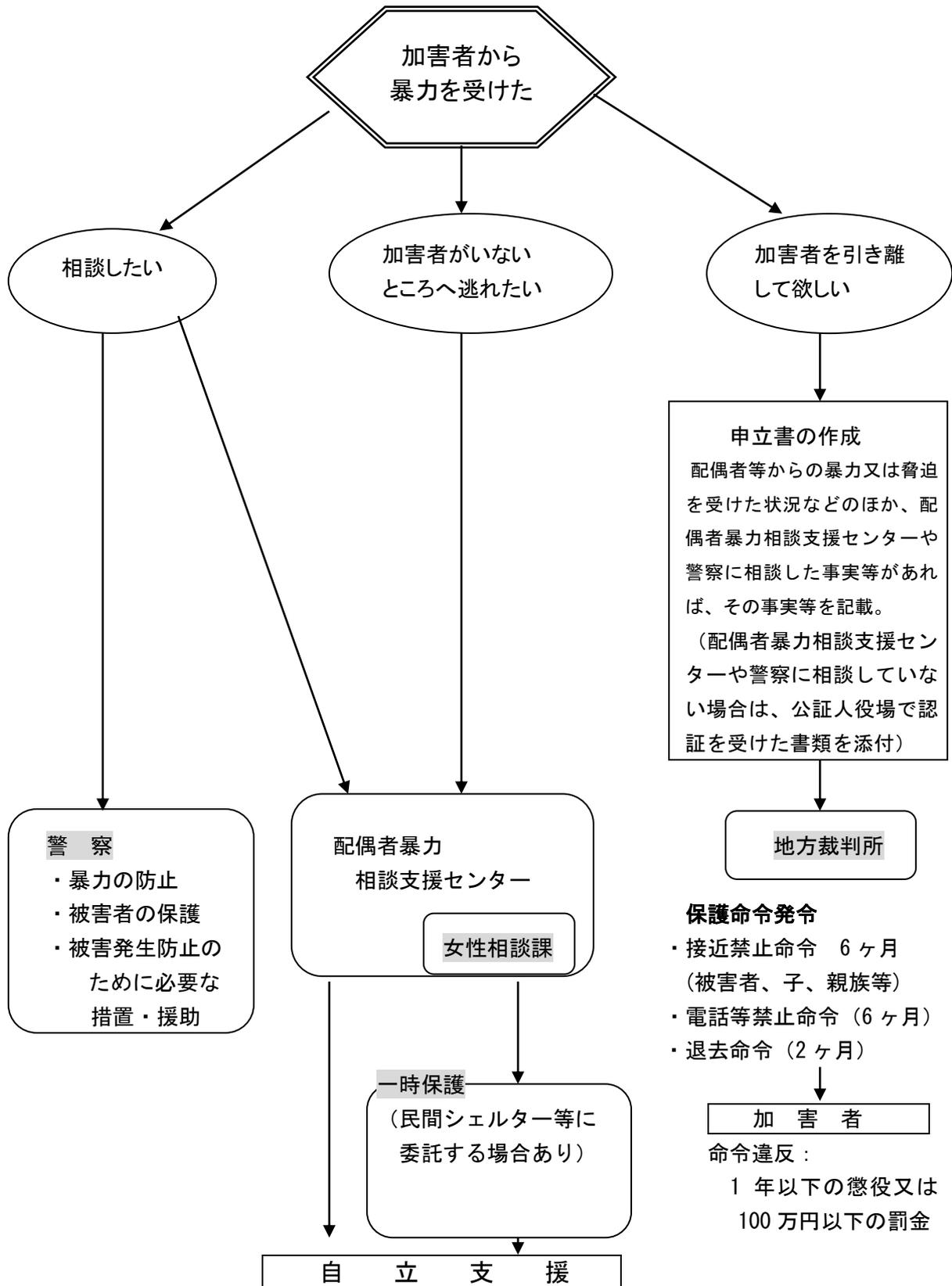
和歌山市と各地域の振興局にも女性相談員が配置されている。

名 称	所 在 地	電話番号
和歌山市 市民生活相談センター	〒640-8511 和歌山市七番丁23	073-435-1025
男女共生推進センター	〒640-8266 和歌山市小人町29	073-436-8704
海草振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒642-0022 海南市大野中939	073-482-0600
那賀振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒649-6223 岩出市高塚209	0736-63-0200
伊都振興局健康福祉部総務福祉課 総務・保護グループ	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-0491
有田振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1291
日高振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481
西牟婁振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7932
東牟婁振興局健康福祉部保健福祉課 福祉グループ	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	0735-21-9610
東牟婁振興局健康福祉部串本支所 地域福祉課 総務・福祉グループ	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525

(5) 女性相談・保護の流れ



(6)DV防止法の流れ



2 業務の実績

(1) 相談業務

① 相談件数の推移

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度	R3年度
実人員	2,635	3,292	2,728	2,686	2,707
延件数	3,845	4,909	4,286	4,140	4,715

相談件数は H29 年度 4,000 件未満であったが、それ以外の年は 4,000 件を超えている。

② 年齢別

* 実人員

		18 歳未満	18-19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	不明	計
女性相談所	来所	1	3	31	49	60	47	18	0	209
	電話	16	24	79	143	273	446	232	876	2,089
女性相談員		0	4	34	50	118	81	117	5	409
計		17	31	144	242	451	574	367	881	2,707

全体では [50 歳代] が最も多く、次いで [40 歳代] [60 歳代] が多い。なお、個別に見ると、来所相談では [40 歳代]、電話相談は [50 歳代]、女性相談員の相談では [40 歳代] が多かった。

③ 主訴別

* 実人員

		人間関係																	住居問題	
		夫等				子供			親族			交際相手				家庭不和	その他の者からの暴力	男女問題		その他
		夫等からの暴力	酒乱・薬物	離婚	その他	子供からの暴力	養育不能	その他	親からの暴力	親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力	その他						
女性相談所	来所	124	0	14	5	4	0	2	11	3	1	8	0	0	1	2	0	21	0	
	電話	317	1	101	153	17	1	91	34	25	105	29	0	11	7	21	13	1,057	10	
	女性相談員	129	2	33	16	0	0	4	6	2	27	5	0	0	0	0	3	153	3	
	計	570	3	148	174	21	1	97	51	30	133	42	0	11	8	23	16	1,231	15	

		帰宅先なし	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ暴力団	5条違反	人身取引	計
			生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
女性相談所	来所	9	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	209
	電話	28	19	1	5	2	16	16	2	6	1	0	0	0	0	2,089
	女性相談員	0	3	1	0	0	4	14	0	2	0	0	0	0	0	409
	計	37	24	2	5	2	20	32	2	8	1	0	0	0	0	2,707

※5条違反 売春防止法

主訴別では、人間関係〔その他〕に次いで〔夫等からの暴力〕が多く相談全体の約5分の1。〔その他〕の相談内容は、他の主訴の項目に該当しない日常生活や仕事などでの人間関係の悩みである。

④ 経路別

		本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働機関	民間シエルター	知人縁関係	その他	計
女性相談所	来所相談	144	25	3	0	10	4	20	0	0	0	0	0	2	1	209
	電話相談	1,857	29	4	5	23	25	72	4	4	4	0	0	44	18	2,089
女性相談員		367	7	1	0	0	5	11	0	1	0	0	0	12	5	409
計		2,368	61	8	5	33	34	103	4	5	4	0	0	58	24	2,707

〔本人自身〕が全体の約8割を占めている。次いで〔他の相談機関〕、〔警察関係〕の順で件数が多い。

⑤ 地域別

		和歌山市	海草郡・海南市	岩出市・紀の川市	伊都郡・橋本市	有田郡・有田市	日高郡・御坊市	西牟婁郡・田辺市	東牟婁郡・新宮市	東牟婁郡・串本町	県外	不明	計
女性相談所	来所	113	24	30	10	8	5	6	4	0	9	0	209
	電話	461	89	166	46	110	27	46	28	0	225	891	2,089
女性相談員		312	16	6	12	2	11	30	8	12	0	0	409
計		886	129	202	68	120	43	82	40	12	234	891	2,707

〔和歌山市〕が全体の3割強を占めている。電話相談では特定の人たちから、頻回に相談を受けた結果、地域差が生じている。

女性相談員では〔和歌山市〕以外では「西牟婁郡・田辺市」、「海草郡・海南市」の順で件数が多い。

(2) 一時保護の状況

① 入所状況の推移

	本人			同伴家族			合計		
	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数
R3年度	68	958	14	33	456	13.8	101	1,414	14
R2年度	55	1,011	18.3	43	895	20.8	98	1,906	19.44
R1年度	62	1,087	17.5	64	1,064	16.6	126	2,151	17.07
30年度	108	1,240	11.4	97	1,313	13.5	205	2,553	12.4
29年度	75	1,182	15.8	64	861	13.5	139	2,043	14.7

前年度より入所実人員は増加したが、平均在所日数は減少した。

② 年齢別（本人）

18歳未満	18-19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
1	3(2)	15(9)	15(14)	12(10)	13(10)	9(9)	68(54)

() は全体の中で暴力被害者数を再掲

[20歳代] 及び [30歳代] が最も多く、次いで [40歳代]、の順になっている。

③ 主訴別

夫等の暴力	子供の暴力	親の暴力	その他の親族の暴力	交際相手の暴力	その他の者の暴力	帰宅先なし	その他	合計
41	3	5	2	3	0	9	5	68

[夫等の暴力] が全体の約7割を占める。夫等以外の者からの暴力も加えると、暴力被害を理由とする一時保護が約8割を占める。

一時保護委託（再掲）

《一時保護委託》

	計
本人	2
同伴家族	2

配偶者等からの暴力被害者とその同伴家族のなかで、加害者の追跡からの安全確保等を理由に、他の施設に一時保護委託が適当と考える場合に委託を行った。

《一時保護委託期間・処理》

1 本人

	女性 保護 施設	住宅 設定	就職	帰宅	帰郷	病院	他の婦 人相談 所	母子生 活支援 施設	その 他	合計
実人員									2	2
入 所 期 間	1-5日									
	6-10日								1	1
	11-15日								1	1
	16-20日									
	21-30日									
	31-40日									

2 同伴家族

	乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育 終了児	18歳以上	計
実人員	1		1				2
入 所 期 間	1-5日						
	6-10日						
	11-15日	1					1
	16-20日			1			1
	21-30日						
	31-40日						

委託を行った同伴家族は〔幼児〕、〔小学生〕であった。

(3) 女性保護施設なぐさホームの状況

① 入所状況の推移

	本人			同伴家族			合計		
	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数
R3年度	19	612	32.2	12	312	26	31	924	29.8
R2年度	21	632	30.1	15	380	25.3	36	1,012	28.1
R1年度	16	416	26	14	340	19.2	30	756	25.2
30年度	14	613	43.7	16	386	24.1	30	999	33.3
29年度	11	404	36.7	6	233	138.8	17	637	37.4

前年度と比較して、[実人員]、[延人員]ともに減少した。

② 年齢別（本人）

18歳未満	18-19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
0(0)	2(1)	7(5)	3(2)	2(2)	5(5)		19(15)

() は全体の中で暴力被害者数を再掲

[18歳代] から [50歳代] と年齢層は様々だった。

③ 主訴別

夫等の暴力	子どもの暴力	その他の親族の暴力	その他の者の暴力	交際相手の暴力	その他	合計
10	1	2	1	1	4	19

半数以上が [夫等の暴力] を含む暴力被害者であった。

(4) 配偶者暴力相談支援センターの状況（再掲）

① 相談件数

《加害者との関係（性別）》延べ

	加害者との関係											計	
	配偶者						離婚済		交際相手・元交際相手				
	届出あり		届出なし		届出有無不明								女
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男			
来所	87	7	13				16		8		124	7	
電話	369	14	18				21		0		408	14	
その他	9	0	0				2		0		11	0	
計	465	21	31				39		8		543	21	

加害者との関係では、加害者が配偶者（〔婚姻の届出あり〕）の場合が約8割強を占めている。

《日本語が十分に話せない被害者別》

	合計			合計						
	女性	男性		(再掲)	タガログ語	韓国語	中国語	タイ語	英語	その他
来所	1	1		1	1					
電話										
その他										
合計	1	1		1	1					

当所では、外国語の通訳者とそれぞれ契約し、面接などの必要な際は、通訳を依頼している。

《障害者である被害者別》

	合計			合計					
	女性	男性		知的・精神障害	身体障害				
					小計	視覚障害	肢体不自由	その他の身体障害	
来所	45	45		44	1		1		
電話	62	62		60	2		2		
その他									
合計	107	107		104	3		3		

② 保護命令

《法第 14 条第 2 項に基づく書面提出件数》

	29 年度	30 年度	R元年度	R2年度	R3年度
女性	18	16	12	7	7
男性	0	1	1	0	0

地方裁判所から当所に求められた書面提出件数は7件であった。

《保護命令発令状況（配偶者暴力相談支援センター書面提出分）》

書面提出総数	発令	取り下げ	却下
7	7	0	

3. 性暴力救援センター和歌山「わかやま^{マイン}mine」の業務

1 基本方針

性暴力救援センター和歌山（以下「センター」という）は、同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて被害者の人権と尊厳を踏みにじる性暴力であると位置づけ、被害者が二次被害を受けることなく、心身の回復を図れるように、被害直後からの総合的な支援を提供する。

2 目的

センターは、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援（産婦人科をはじめとする医療支援、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、弁護士による法的支援等）を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化防止を目的とする。

3 支援内容

相談支援業務を行う職員（以下「支援員」という。）をセンターに配置し、被害者の選択と同意のもとに被害直後から以下の支援を行う。

（1）主な支援対象

強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の女性被害者とする。
配偶者による性暴力や児童への性的虐待の被害者を含む。

（2）業務内容

① 相談（専用電話受付）

電話又は面談による被害者からの相談を受け付け、被害者の心身の状態に配慮しつつ、被害の概要を把握し、必要な情報を得る。

また、被害者の気持ちに寄り添いながら話を傾聴し、被害者にとって必要な情報を提供し、又は今後必要な支援を考え、支援のコーディネートにつなげる。

② 支援のコーディネート

相談によって把握した被害者のニーズに基づき、以下の支援の内容について説明し、必要な支援を提供できる関係機関・団体につなぎ、連携して被害者の支援を行う。

ア 医療的支援：産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

被害者の深刻な身体的、精神的ストレスを十分理解し、心身の状態に配慮しつつ、被害者の同意のもとに以下の医療行為等を行う。

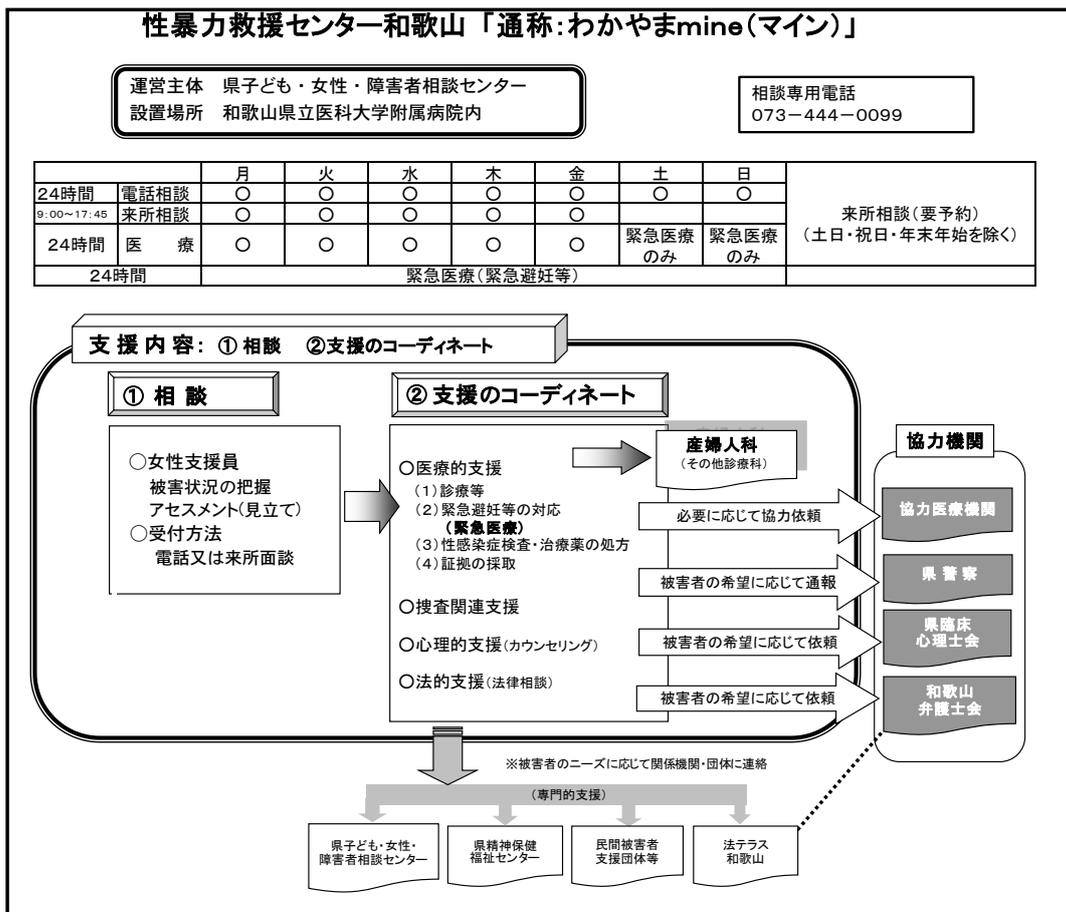
- a) 診療等
- b) 緊急避妊及び妊娠時の対応
- c) 性感染症検査・治療薬の処方
- d) 証拠の採取

イ 心理的支援：相談、カウンセリング等による心的外傷回復の支援

ウ 捜査関連支援：警察への被害届の促進等

エ 法的支援：弁護士相談等による法律面からの支援

オ その他の支援：必要な支援が提供できる関係機関・団体の紹介等



令和3年度の性暴力救援センター和歌山が受けた相談件数

わかやま^{マイン}mine相談の状況

1 相談件数(延べ)は増加傾向

電話による相談件数は、令和2年度は730件だったが、令和3年度は940件と増加している。なお、電話相談からつながる来所相談は235件(令和2年度164件)であった。

2 レイプ・強制わいせつにかかる来所相談(延べ)が増加

来所による相談種別では、レイプ41件・強制わいせつ52件であり、あわせて全体の約40%を占める。性的虐待も63件と約26%を占めており、被害状況は多岐に渡る。

3 若年層の被害が多い

年齢別に見ると電話相談・来所相談ともに10歳代が多かった。未成年者の相談が多いことは児童相談所、児童養護施設、学校からの相談支援依頼があり、継続的な関わり合いを持っているからである。

相談件数

(延べ)

	令和2年度	令和3年度
電 話	730	940
来 所	164	235
合 計	894	1,175

相談種別件数
年代別相談件数

(延べ)

(延べ)

	電話	来所
10歳未満	10	2
10代	131	111
20代	305	9
30代	22	15
40代	52	11
50歳以上	70	16
不明・その他	140	
合 計	730	164

	電話	来所
レイプ	123	41
強制わいせつ	431	52
性的虐待	151	63
配偶者等からの性暴力	62	58
その他	173	21
合計	940	235

Ⅲ 身体障害者更生相談所の概要

1 業務内容

(1) 身体障害者に関する専門的相談指導

市町村長からの依頼に応じて身体障害者の相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行っている。

(2) 医学的判定等

市町村長からの依頼に応じて、次の事項について医学的判定等を行っている。

- ① 補装具の支給・修理の要否、処方及び適合判定
機能障害の状況並びに日常生活・職業能力の状況等を勘案して補装具の処方を行い、また適合の状況についても判定している。
- ② 自立支援医療(更生医療)の要否の判定
文書による判定を行っている。じん臓機能障害・心臓機能障害・肢体不自由については、それぞれ審査医の審査を経て判定を行っている。

(3) 身体障害者更生相談所での処理 (R3年度みなし判定3,090件含む)

※令和4年5月31日集計分

(件)

	取扱 実人員	相 談 内 容							
		自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体 障害者 手帳	職業	施設	生活	その他	計
来所	5,466	4,989	470	7	0	0	0	0	5,466
巡回	181	0	167	14	0	0	0	0	181
合計	5,647	4,989	637	21	0	0	0	0	5,647

(件)

	判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数					
	医学的 判定	心理学的 判定	職能的 判定	その他 の判定	計	自立支援 医療 (更生医療)	補装具	身体 障害者 手帳	障害 程度 区分	その他	計
来所	5,466	0	0	0	5,466	1,851	390	0	0	0	2,241
巡回	181	0	0	0	181	0	89	0	0	0	89
合計	5,647	0	0	0	5,647	1,851	479	0	0	0	2,330

(4) 定例相談の予定表 (各種相談は、原則として予約制です。)

定 例 相 談

令和4年度予定

※日程等については、変更する場合もあるので事前に市町村役場で確認してください。

相談内容		日程及び診査開始時間	場 所
来 所	肢体不自由 (整形外科)	毎月の第1月曜日 午後 2時～	和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター
	聴覚障害 (耳鼻科)	年3回・第3水曜日 午後 2時～ →完全予約制	
	視覚障害 (眼科)	→完全予約制	
巡 回	肢体不自由 (整形外科)	毎月の第3火曜日 午前10時～	和歌山市ふれ愛センター
		毎月の第2火曜日 午後 2時～	田辺市民総合センター
		奇数月の第1木曜日 午後 2時～	御坊市福祉センター
		年4回・第4月曜日 午後 2時～	九度山町ふるさとセンター (4月・10月) 橋本市保健福祉センター (6月・12月)
		奇数月の第3金曜日 午後 2時～	東牟婁総合庁舎(新宮保健所)

※へき地等訪問診査については、市町村からの依頼に応じて可能な限り巡回相談を行います。

2 市町村・障害別の主な補装具判定件数（令和3年度実績）※令和4年5月31日集計分

(件)

(件)

		肢体不自由	適合判定	聴覚障害	合計
和歌山市		93	69	93	255
海南市		9	8	9	26
橋本市		13	8	18	39
有田市		12	10	10	32
御坊市		4	7	9	20
田辺市		16	11	16	43
新宮市		8	5	9	22
紀の川市		8	5	22	35
岩出市		15	6	15	36
海草郡	紀美野町			4	4
伊都郡	かつらぎ町		1	2	3
	九度山町	1		1	2
	高野町				
有田郡	湯浅町	6	3	1	10
	広川町	3	2	5	10
	有田川町	1	2	9	12

		肢体不自由	適合判定	聴覚障害	合計
日高郡	美浜町		1	4	5
	日高町	1	1	1	3
	由良町			1	1
	印南町	1	3	4	8
	みなべ町	4	8	4	16
	日高川町	1	1	2	4
西牟婁郡	白浜町	1	1	7	9
	上富田町	6	5	3	14
	すさみ町		1	2	3
東牟婁郡	那智勝浦町		2	4	6
	太地町	3	2	2	7
	古座川町	1	1	2	4
	北山村			1	1
	串本町	2	1	4	7
他府県					
合計		209	164	264	637

3 市町村・障害別の主な自立支援医療（更生医療）判定件数（令和3年度実績）

※令和4年5月31日集計分

		(件)			
		腎臓	心臓	肢体不自由	合計
和歌山市		292	189	66	547
海南市		98	41	10	149
橋本市		141	22	19	182
有田市		36	20	8	64
御坊市		24	24	8	56
田辺市		43	41	95	179
新宮市		38	16	13	67
紀の川市		52	37	19	108
岩出市		33	19	14	66
海草郡	紀美野町	6	6		12
伊都郡	かつらぎ町	57	14	7	78
	九度山町	7	2	1	10
	高野町	10	2		12
有田郡	湯浅町	6	9	4	19
	広川町	4	7	1	12
	有田川町	21	13	5	39

		(件)			
		腎臓	心臓	肢体不自由	合計
日高郡	美浜町	4	3	4	11
	日高町	13	6	3	22
	由良町	6	7	1	14
	印南町	18	3	4	25
	みなべ町	12	9	16	37
	日高川町	6	2	3	11
西牟婁郡	白浜町	7	21	17	45
	上富田町	9	4	9	22
	すさみ町		3	6	9
東牟婁郡	那智勝浦町	22	5	11	38
	太地町	8	1		9
	古座川町	1	3	2	6
	北山村	3	1		4
	串本町	11	13	13	37
他府県					
合計		988	543	359	1,890
※みなし判定分		3,090			4,980

4 内容別相談件数の推移※令和4年5月31日集計分

〈相談〉

(平成25～令和3年度) (件)

内容別 年度別	取扱 実人員	相 談 内 容						計
		更生医療	補装具	職 業	施 設	生 活	その他(手帳含む)	
H25	来 所	4,300	3,634	623			43	4,300
	巡 回	423		357			66	423
	計	4,723	3,634	980			109	4,723
H26	来 所	4,503	3,880	578			45	4,503
	巡 回	409		347			62	409
	計	4,912	3,880	925			107	4,912
H27	来 所	4,956	4,335	592			29	4,956
	巡 回	420		370			50	420
	計	5,376	4,335	962			79	5,376
H28	来 所	5,077	4,440	597			40	5,077
	巡 回	409		347			62	409
	計	5,486	4,440	944			102	5,486
H29	来 所	5,097	4,453	591			53	5,097
	巡 回	355		304			51	355
	計	5,452	4,453	895			104	5,452
H30	来 所	5,124	4,494	595			35	5,124
	巡 回	422		368			54	422
	計	5,546	4,494	963			89	5,546
R1	来 所	5,336	4,774	541			51	5,366
	巡 回	332		289			43	332
	計	5,668	4,774	830			94	5,698
R2	来 所	4,216	3,613	557			46	4,216
	巡 回	303		267			36	303
	計	4,519	3,613	824			82	4,519
R3	来 所	5,466	4,989	470			7	5,466
	巡 回	181		167			14	181
	計	5,647	4,989	637			21	5,647

(参考)※ 更生医療の「みなし判定分」を含む。

IV 知的障害者更生相談所の概要

1 業務内容

知的障害者の福祉についての相談に応じ、医学的・心理学的判定とこれに関わる必要な指導を行う。

- (1) 市町村の扱うケースについて医学的・心理学的判定を求められた場合、また知的障害者またはその家族からの相談に応じ、判定が必要と思われる場合は、医学的・心理学的判定を行う。
- (2) 関係機関と協力して巡回相談を行い、医学的・心理学的判定と必要な指導を行う。
- (3) 市町村・知的障害者援護施設等と連携を図り、情報交換を行う。

(1) 来所相談

予約制（受付時間 9：00～17：00）

(2) 巡回相談

①定期巡回相談（令和4年度実施予定） 対象者の利便を図るため、振興局等で判定を行う。

地域	日 程	場 所
伊 都	4月28日・7月28日・1月26日	橋本保健所
那 賀	5月12日・7月14日・9月8日 11月10日・1月12日・3月9日	岩出保健所
有 田	4月14日・8月25日・12月22日	有田振興局
日 高	6月2日・10月6日・2月2日	御坊保健所
西 牟 婁	5月19日・7月21日・9月15日 11月17日・1月19日・3月16日	田辺市民総合センター
東 牟 婁	6月9日・10月13日・2月9日	新宮保健所
串 本	9月29日	新宮保健所串本支所
和歌山市	5月30日・8月29日・11月28日 2月27日	和歌山市北コミュニティセンター
	4月25日・7月25日・10月31日 1月30日	和歌山市河北コミュニティセンター

②特別巡回相談

遠隔地在住で定期巡回相談場所への来所が困難な対象者の判定を役場等で行う。

③在宅巡回相談

重度障害等により定期巡回相談場所への来所が困難な対象者の判定を家庭で行う（病院も含む）。

2 内容別相談件数の推移

内容別 年度別	相談実人数（人）		相談内容（件）									
	来所	内 在宅	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計	
H23	来所	449	0	2	0	59	0	111	4	307	18	501
	巡回	703	9	4	0	11	4	31	0	703	4	757
	計	1,152	9	6	0	70	4	142	4	1,010	22	1,258
H24	来所	338	0	1	0	60	1	111	0	163	29	365
	巡回	240	9	0	0	7	0	14	0	240	0	261
	計	578	9	1	0	67	1	125	0	403	29	626
H25	来所	370	0	1	0	54	0	94	0	198	33	380
	巡回	277	1	0	0	4	0	5	0	276	1	286
	計	647	1	1	0	58	0	99	0	474	34	666
H26	来所	406	0	0	0	48	11	130	0	205	81	475
	巡回	272	2	0	0	3	4	15	0	272	16	310
	計	678	2	0	0	51	15	145	0	477	97	785
H27	来所	361	0	1	0	39	2	147	0	179	126	494
	巡回	228	5	0	0	3	4	93	0	228	21	349
	計	589	5	1	0	42	6	240	0	407	147	843
H28	来所	350	0	0	0	8	2	180	0	204	73	467
	巡回	253	2	0	0	0	0	162	0	242	0	404
	計	603	2	0	0	8	2	342	0	446	73	871
H29	来所	494	0	0	0	57	0	349	0	224	60	690
	巡回	446	1	0	0	0	0	418	0	446	2	866
	計	940	1	0	0	57	0	767	0	670	62	1,556
H30	来所	433	0	0	0	52	0	329	0	192	47	620
	巡回	262	0	0	0	0	0	256	0	262	0	518
	計	695	0	0	0	52	0	585	0	454	47	1,138
R1	来所	474	0	0	0	38	0	254	1	168	107	568
	巡回	182	0	0	0	0	0	137	0	182	6	325
	計	656	0	0	0	38	0	391	1	350	113	893
R2	来所	493	0	0	0	46	0	233	0	142	145	566
	巡回	88	0	0	0	0	0	72	0	88	16	176
	計	581	0	0	0	46	0	305	0	230	161	742
R3	来所	720	0	0	0	43	0	354	0	310	190	897
	巡回	260	0	0	0	0	0	259	0	260	26	545
	計	980	0	0	0	43	0	613	0	570	216	1,442

3 内容別判定件数の推移

内容別 年度別		判定内容(件)				計	判定書等交付件数(件)			
		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他		施設入所	療育手帳	その他	計
H23	来所	68	449	0	0	517	0	261	186	447
	巡回	41	703	0	0	744	0	703	0	703
	計	109	1,152	0	0	1,261	0	964	186	1,150
H24	来所	57	338	0	0	395	0	143	191	334
	巡回	3	240	0	0	243	0	238	0	238
	計	60	578	0	0	638	0	381	191	572
H25	来所	58	369	0	0	427	0	179	189	368
	巡回	31	275	0	0	306	0	271	4	275
	計	89	644	0	0	733	0	450	193	643
H26	来所	63	406	0	0	469	0	190	215	405
	巡回	37	272	0	0	309	0	266	5	271
	計	100	678	0	0	778	0	456	220	676
H27	来所	62	231	0	0	293	9	170	193	372
	巡回	27	374	0	0	401	5	222	1	228
	計	89	605	0	0	694	14	392	194	600
H28	来所	49	326	0	0	375	0	201	123	324
	巡回	38	242	1	0	281	1	240	0	241
	計	87	568	1	0	656	1	441	123	565
H29	来所	52	494	0	0	546	0	224	270	494
	巡回	35	446	0	0	481	0	446	0	446
	計	87	940	0	0	1027	0	670	270	940
H30	来所	42	433	0	0	475	0	192	241	433
	巡回	27	262	0	0	289	0	262	0	262
	計	69	695	0	0	764	0	454	241	695
R1	来所	20	474	0	0	494	0	168	363	531
	巡回	18	182	0	0	200	1	182	0	183
	計	38	656	0	0	694	1	350	363	714
R2	来所	21	493	0	0	514	0	142	420	562
	巡回	28	88	0	0	116	0	88	0	88
	計	49	581	0	0	630	0	230	420	650
R3	来所	22	720	0	0	742	0	169	551	720
	巡回	33	260	0	0	293	0	260	0	260
	計	55	980	0	0	1,035	0	429	551	980

4 巡回相談実施状況（令和3年度実績）

種別	回数(回)	相談者数(人)
定期	44	256
臨時	0	0
特別	0	0
在宅	1	1
病院	1	1
施設	7	12
計	53	270

5 療育手帳判定実施状況（令和3年度実績）

(1) 障害程度状況

(件)

	A1	A2	B1	B2	非該当	計
交付	1	1	15	57	9	83
更新	54	101	109	316	3	583
計	55	102	124	373	12	666

(2) 生活別状況

(件)

	在宅無職	通所	入所	有職	学生	入院	その他	計
交付	39	14	1	20	9	0	0	83
更新	58	300	22	159	43	0	1	583
相談	0	0	0	0	0	0	0	0
計	97	314	23	179	52	0	1	666

(3) 年代別状況

(件)

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	計
交付	10	25	10	17	16	5	83
更新	177	385	9	6	6	0	583
相談	0	0	0	0	0	0	0
計	187	410	19	23	22	5	666

6 療育手帳新規交付者の状況推移

(1) 障害程度状況

(件)

年度	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	計
H 2 6	0	3	2 5	6 8	4	1 0 0
H 2 7	1	0	1 8	6 9	4	9 2
R 1	2	0	1 4	5 2	7	7 5
R 2	1	1	1 6	6 2	5	8 5
R 3	1	1	1 5	5 7	9	8 3

(2) 生活別状況

(件)

年度	在宅無職	通所	入所	有職	学生	入院	その他	計
H 2 6	6 0	1 2	4	1 4	7	2	1	1 0 0
H 2 7	4 4	2 2	3	1 2	5	1	5	9 2
H 2 8	5 1	8	0	1 2	1 0	3	3	8 7
H 2 9	5 4	1 6	1	1 4	1 0	1	2	9 8
H 3 0	6 4	1 2	5	2 0	5	4	3	1 1 3
R 1	4 3	6	3	1 1	7	1	4	7 5
R 2	4 5	8	7	1 5	9	0	1	8 5
R 3	3 9	1 4	1	2 0	9	0	0	8 3

(3) 年代別状況

(件)

年度	1 0代	2 0代	3 0代	4 0代	5 0代	60歳以上	計
H 2 6	1 0	3 0	1 7	1 9	1 3	1 1	1 0 0
H 2 7	9	2 9	1 7	1 7	1 2	8	9 2
H 2 8	1 3	2 5	1 4	1 9	1 1	5	8 7
H 2 9	9	2 8	1 9	2 0	1 9	3	9 8
H 3 0	1 1	2 7	2 4	2 5	2 0	6	1 1 3
R 1	8	1 6	1 7	1 7	1 3	4	7 5
R 2	1 4	2 2	1 2	9	2 2	6	8 5
R 3	1 0	2 5	1 0	1 7	1 6	5	8 3

V 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

I 相談支援

①相談業務 来所・電話相談（相談時間 平日9:00～17:00）

高次脳機能障害者に関する支援及び、ケース会議等に参加し支援方法を検討する。

II 支援ネットワーク構築

①検討委員会 令和4年 3月28日（月）

関係機関とのフォーマルなネットワークの構築及び、連携の促進のほか事業への助言

②地域支援ネットワークの構築

講演及び事例検討やワークショップ等を行い、圏域内ネットワークの構築を推進する。

日 時：令和3年11月 7日（日） 14:00～16:15 （参加者31名）

開催形式：Microsoft Teamsによるオンライン開催

*収録：子ども・女性・障害者相談センター

内 容 等：講演「当院における脳卒中患者に対する就労支援の取り組み」
ディスカッション

講 師：貴志川リハビリテーション病院 リハビリテーション部

・理学療法士 田津原 佑介 氏

・作業療法士 阪本 春子 氏

・作業療法士 吉原 優奈 氏

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部

和歌山障害者職業センター

・主任障害者職業カウンセラー 氏原 嗣朗 氏

岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア

・所長 笠野 昌功 氏

総括・司会：和歌山県立医科大学 リハビリテーション医学講座

・講師 幸田 剣 氏

*講演は、当センターHPへ掲載

III 人材育成・普及啓発

①研修会（県内全域を対象とした高次脳機能障害研修会）

医療・福祉・介護・行政の関係者、就労支援関係者、家族等のほか一般県民を対象に高次脳機能障害の基礎知識とその対応、また具体的な支援などについて研修を行う。

日 時：令和4年 2月 6日（日） 14:00～16:10 （参加者37名）

開催形式：Microsoft Teamsによるオンライン開催

*収録：子ども・女性・障害者相談センター

*佐柳氏は山口県下関市、岡崎氏は大阪府枚方市より

内 容：講演1「みんなちがって、みんないい」

特定医療法人茜会よしみず病院顧問

東亜大学人間科学部特任教授 佐柳 進 氏

講演2「高次脳機能障害者 世にはばたけ！」

NPO 法人エスペランサ 代表 岡崎 憲司 氏

*講演は、当センターHPへ掲載

②相談技術研修

相談業務従事者の相談援助技術向上（人材育成研修）のため研修を行う。

受講対象者：当センター、保健所、難病・子ども保健相談支援センター、精神保健福祉センター、子ども未来課、障害福祉課、相談支援事業所職員

日 時：令和3年 9月 8日（水） 14：00～16：00 （参加者36名）
開催形式：Microsoft Teamsによるオンライン開催
*収録：子ども・女性・障害者相談センター
内 容 等：「福祉現場におけるインテークの方法と視点」
*講演は、当センターHPへ掲載
講 師：和歌山県相談支援体制整備事業 アドバイザー 柴田 竜夫 氏

③啓発

ア 街頭啓発及び障害サービス事業所へのメール送付

【街頭啓発】

日 時：令和3年 11月 27日（土） 10:00～11：00

JA紀南AコープCOOKGARDEN（200枚）

令和3年 12月 7日（火） 16:00～17：00

スーパーセンターオークワ セントラルシティ和歌山店（260枚）

内 容：家族会との合同で、店舗出入口付近でリーフレット及びティッシュ等啓発資材を配布

イ 和歌山放送ラジオ出演（令和3年12月7日の街頭啓発取材あり、同日放送）

④和歌山高次脳機能障害リハビリテーション講習会「明日へ、あきらめない」（実行委員会主催/損保協会補助金活用）

高次脳機能障害についてのわかりやすい解説とそのリハビリテーションについて学び、本当の理解とは何かを一緒に考える。

日 時：令和3年 12月 4日（土） 13:00～15:30 （参加者 89名）

開催形式：ZOOMウェビナーによるオンライン開催

内 容：第一部 講演

「高次脳機能障害のある方の社会的行動障害について」

東京慈恵会医科大学附属第三病院 リハビリテーション科

教授 渡邊 修 氏

第二部 【みんなで語ろう ピアサポート】

・いわて高次脳機能障害友の会イーハートープ
ピアサポーター、ピアカウンセラーより

・和歌山からの発信

和らぎ家族と当事者メンバーによるトークリレー 僕の私の今！

IVその他

①研修会への参加

ア 令和3年 6月16日（水） 午後 職員1名

堺市高次脳機能障害及びその他関連障害に対する支援普及事業 第1回研修会

堺市立健康福祉プラザ *オンライン開催

イ 令和3年 6月23日（水） 午前 職員2名

令和3年度第1回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会

国立リハビリテーションセンター *オンライン開催

ウ 令和3年 6月23日（水） 午後 職員2名

令和3年度第1回高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議

国立リハビリテーションセンター *オンライン開催

- エ 令和3年 6月24日(木)～6月25日(金) 職員1名
令和3年度高次脳機能障害支援事業関係職員研修会
国立リハビリテーションセンター *オンライン開催
- オ 令和3年10月 2日(土) 午前・午後 職員1名
2021年日本高次脳機能障害友の会オンライン全国会議
2021年オンライン全国大会開催実行委員会 *オンライン開催
- カ 令和4年 1月21日(金) 午後 職員2名
令和3年度高次脳機能障害支援普及近畿ブロック連絡協議会
令和3年度高次脳機能障害支援普及近畿ブロックコーディネーター支援会議
*オンライン開催
- キ 令和4年 2月25日(金) 午前 職員2名
令和3年度第2回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会
国立リハビリテーションセンター *オンライン開催
- ク 令和4年 2月25日(金) 午後 職員3名
令和2年度第2回支援コーディネーター全国会議・シンポジウム
国立リハビリテーションセンター *オンライン開催

②連携強化

令和3年7月20日(火)

障害者雇用支援連絡協議会に参加し、和歌山障害者職業センター等関係機関、関係事業所と情報交換を行った。 *オンライン開催

③家族会への支援

家族会（和歌山脳外傷友の会家族会「和らぎ」）への支援

家族交流会への参加（令和3年6月5日、7月31日）・協力支援・情報提供等を行い、活性化を推進した。

【年間事業日程表】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Ⅱ 支援ネットワーク構築												
検討委員会												3/28
全国連絡会議			6/23								2/25	
支援コーディネーター全国会議			6/23								2/25	
近畿支援コーディネーター会議										1/21		
ネットワーク研修会								11/7				
Ⅲ 人材育成・普及啓発												
リハ講習会・全体研修会									12/4		2/6	
相談技術研修						9/8						
啓発活動								11/27	12/7			

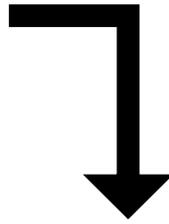
令和3年度(4月～3月) 相談者の状況

■相談件数は延べ 854件(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

支援・コーディネイト対象者は64件 (新規登録者は17件)

◆障害別

	件数 (新規)
高次脳機能障害	54 (14)
精神障害	4 (0)
知的障害・発達障害	1 (1)
認知症	0 (0)
その他の障害	5 (2)
合計	64 (17)



■高次脳機能障害相談(54件)の内訳

◆性別

	件数 (新規)
男	33 8
女	21 6
不明	0 0
合計	54 14

◆居住地別

	件数 (新規)
和歌山市	23 8
海南市	4 0
橋本市	2 1
有田市	2 0
御坊市	1 1
田辺市	1 0
新宮市	0 0
紀の川市	4 0
岩出市	7 1
海草郡	0 0
伊都郡	2 1
有田郡	5 1
日高郡	2 1
西牟婁郡	1 0
東牟婁郡	0 0
県外	0 0
不明	0 0
合計	54 14

◆発症原因別

	件数 (新規)
脳外傷	20 4
脳出血	15 7
脳梗塞	9 2
脳腫瘍	5 0
脳炎	2 0
その他	3 1
合計	54 14

◆年齢別

	件数 (新規)
0～12歳	1 0
13～17歳	1 0
18～39歳	10 1
40～64歳	33 9
65歳以上	9 4
不明	0 0
合計	54 14

◆初回の相談者別

	件数 (新規)
本人	12 2
家族	26 6
行政機関	1 1
医療機関	10 4
相談機関	3 1
ケアマネージャー	1 0
その他	1 0
合計	54 14

◆支援開始時の相談内容

	件数 (新規)
障害福祉サービス利用	12 5
健康・医療	13 2
障害・症状の理解	0 0
情緒の安定	0 0
家計・経済	0 0
就労・復職	22 5
教育・保育	2 0
人間関係・家族関係	1 1
確定診断	0 0
自動車運転	1 0
年金・手帳取得	2 0
余暇活動	0 0
介護サービス利用	0 0
情報提供	1 1
その他	0 0
合計	54 14

◆支援終了理由

	件数 (新規)
就労・復職	5 1
就学・復学	1 0
施設入所	0 0
入院等	1 1
障害福祉サービス	6 2
介護サービス	1 1
各種手続きの終了	1 0
情報提供	5 1
転居等	1 0
その他	0 0
継続支援	33 8
合計	54 14

※昨年度からの継続支援は今年度開始時の内容

■月別相談延件数 年度別

延べ件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2年	70	98	115	107	94	101	99	84	107	91	104	107	1,177
R3年	82	67	58	62	78	84	69	65	62	71	63	93	854

◆相談者

	件数
本人	385
家族	209
行政機関	30
医療機関	39
相談機関	103
介護保険	10
その他	78
計	854

■相談方法

	件数
電話	538
来所	21
訪問	255
メール	5
郵送・他	10
ケース会議	25
計	854

■相談内容

	件数
障害福祉サービス利用	153
健康・医療	442
障害・症状の理解	0
情緒の安定	8
家計・経済	15
就労・復職	206
教育・保育	5
人間関係・家族関係	2
生活技能	6
社会参加・余暇活動	0
権利擁護	7
余暇活動	0
介護サービス利用	0
情報提供	10
計	854

■月別相談実件数 年度別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	36	28	39	36	29	29	35	35	37	33	35	36	408
令和3年度	36	31	25	33	28	31	27	32	32	28	22	27	352

◆令和2年度 月別実績

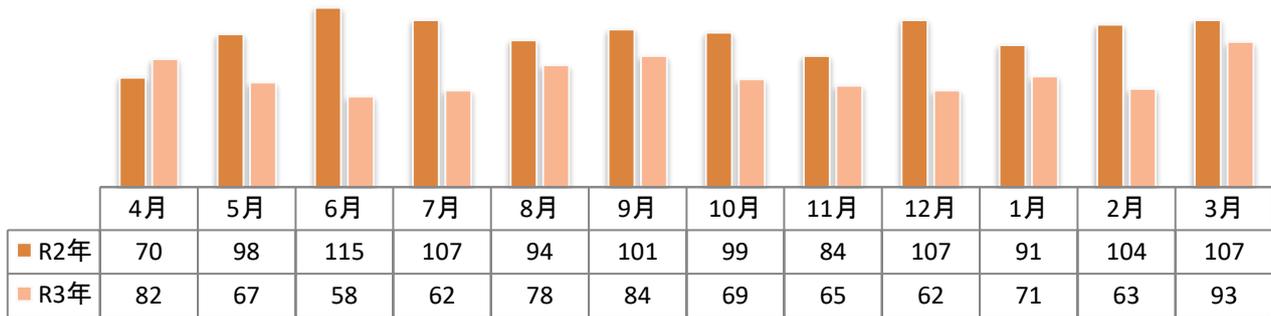
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	36	28	39	36	29	29	35	35	37	33	35	36	408
延べ件数	70	98	115	107	94	101	99	84	107	91	104	107	1,177

◆令和3年度 月別実績

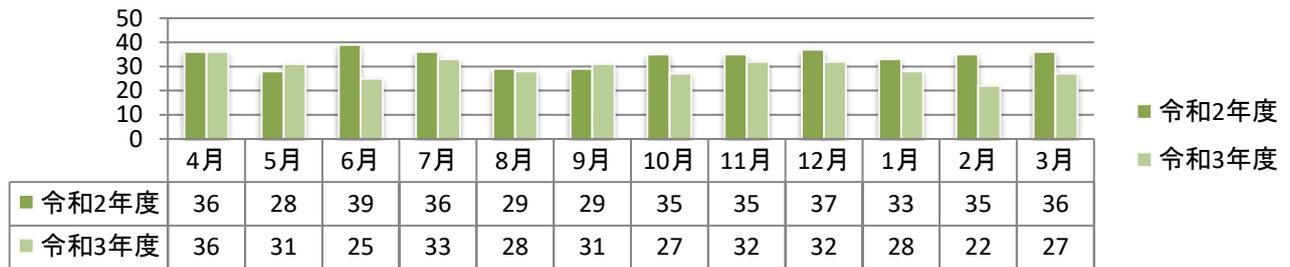
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	36	31	25	33	28	31	27	32	32	28	22	27	352
延べ件数	82	67	58	62	78	84	69	65	62	71	63	93	854

月別相談延件数 年度別

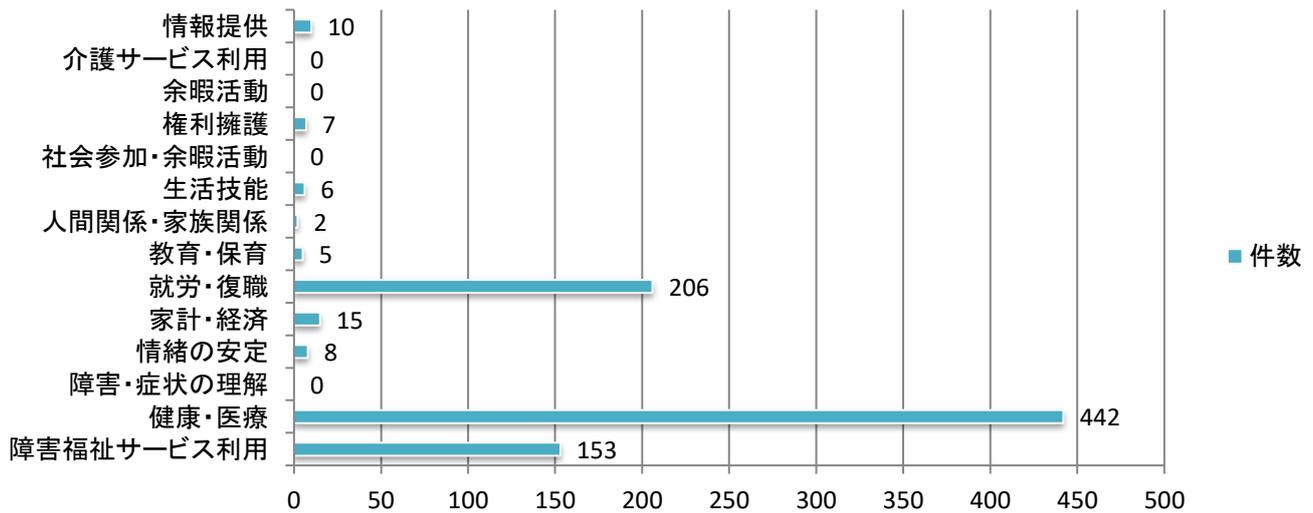
■ R2年 ■ R3年



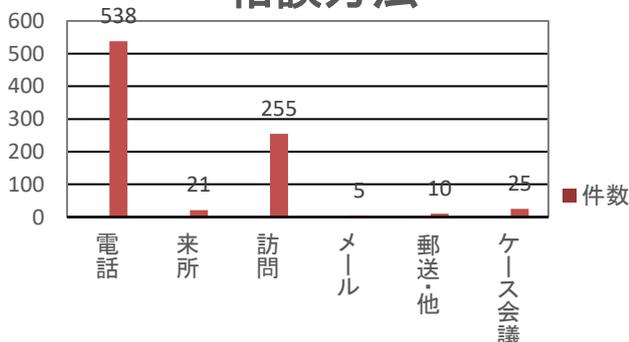
月別相談実件数 年度別



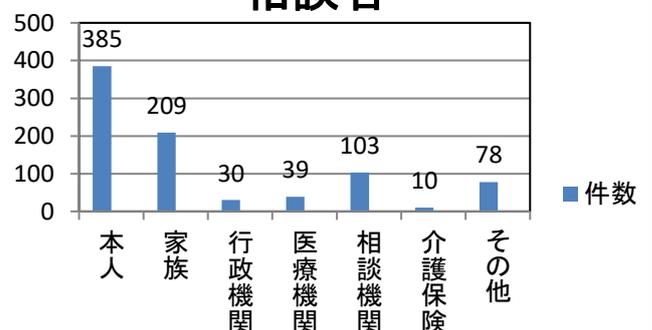
相談内容



相談方法



相談者



VI 身体障害者福祉センターの概要

1 施設の貸し出し

障害者（児）及び児童の健康増進、スポーツの振興、教養の向上を図るため、体育館とこれに付随する会議室、及びグラウンドを、スポーツ、レクリエーションまたは研修の場として提供している。

なお、温水プールについては令和3年度は施設老朽化のため貸出しを中止しており秋葉山公園県民水泳場の代替利用を行った。

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
体育館	410	393	371	130	130	-	-	-	-	-	-	290	1,724
体育館会議室	78	66	72	0	0	-	-	-	-	-	-	78	294
秋葉山公園県民水泳場代替利用	-	-	0	58	155	63	-	-	-	-	-	-	276
グラウンド	114	154	104	100	100	100	100	80	80	80	80	80	1,172
計	602	613	547	288	385	163	100	80	80	80	80	448	3,466

注：体育館、体育館会議室は、改修工事のため9月～2月の間、貸し出しを中止した。

※ 新型コロナウイルス対策により、令和3年度は多目的ホール、会議室（センター棟本館）の貸し出しを中止した。

2 身体障害者手帳・療育手帳の交付事務

手帳の交付事務を行っている。

①身体障害者手帳

令和4年3月31日現在

(件)

○障害別	和歌山市	その他	合計	割合
視覚障害	1,147	2,149	3,296	6.2%
聴覚・平衡機能障害	1,737	3,761	5,498	10.3%
音声・言語・そしゃく機能障害	212	450	662	1.2%
肢体不自由	8,589	19,548	28,137	53.0%
内部障害	5,227	10,350	15,577	29.3%
計	16,912	36,258	53,170	100%

○年齢別	和歌山市	その他	合計	割合
18歳未満	224	323	547	1.0%
18歳～64歳	4,111	6,677	10,788	20.4%
65歳以上	12,577	29,258	41,835	78.1%
計	16,912	36,258	53,170	100%

○等級別	和歌山市	その他	合計	割合
1級	4,894	9,036	13,930	26.2%
2級	2,476	5,059	7,535	14.2%
3級	2,775	6,168	8,943	16.8%
4級	4,177	9,984	14,161	26.6%
5級	1,287	3,048	4,335	8.2%
6級	1,303	2,963	4,266	8.0%
計	16,912	36,258	53,170	100.0%

②療育手帳

令和4年3月31日現在

(件)

○障害別	和歌山市	その他	合計	割合
A1	539	1,082	1,621	14.5%
A2	689	1,204	1,893	17.0%
B1	958	1,770	2,728	24.5%
B2	1,705	3,193	4,898	43.9%
計	3,891	7,249	11,140	100%

○年齢別	和歌山市	その他	合計	割合
18歳未満	976	1,584	2,560	23.1%
18歳～64歳	2,615	4,880	7,495	67.4%
65歳以上	300	785	1,085	9.3%
計	3,891	7,249	11,140	100%

3 「声の県民の友」と「声のわかやま県議会だより」の発行

県民の方々へ、県行政の現状や事業の進捗状況、各種試験やイベントなどをお知らせするため県が毎月発行している広報紙「県民の友」を、朗読ボランティアサークル「和歌山グループ声」の協力を得て、「声の県民の友」として CD に録音。視覚に障害のある方や福祉事務所・図書館など約 80 カ所に毎月郵送している。

また同様に、広報紙「わかやま県議会だより」を音声化した「声のわかやま県議会だより」も、年 4 回送付している。

Ⅶ 和歌山県障害者スポーツ協会の概要

和歌山県障害者スポーツ協会は、和歌山県身体障害者スポーツ協会と和歌山県ゆうあいスポーツ協会が統合し、平成17年4月1日に設立されました。

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、これらの活動を通じ、障害のある人の社会参加を促進し、福祉の向上に寄与することを目的としています。

事務局を和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内に設置し、各種のスポーツ・レクリエーション大会、スポーツ教室の開催、スポーツ指導員の養成、障害者スポーツに関する普及啓発活動等を行うとともに、全国障害者スポーツ大会に向けた選手の強化に取り組んでいます。

令和3年度事業報告

1. 和歌山県障害者スポーツ大会の開催（中止）

障害のある人が各種スポーツ競技を通じスポーツの楽しさを体験し、社会参加の推進を図ることを目的として、出場者の競技能力の向上を図るための環境整備とともに、競技に対する意欲や関心が深まるよう、また、第21回全国障害者スポーツ大会 三重とこわか大会（フライングディスク競技については「第22回全国障害者スポーツ大会 いちご一会とちぎ大会」）出場選手の選考会として位置づけ、下記の日程、会場において、和歌山県障害者スポーツ大会の開催を予定し、準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

また、フライングディスク競技については、令和3年6月13日（日）に、海南スポーツセンターにおいて第21回全国障害者大会（三重とこわか大会）選考記録会の開催を予定し、申込者が112名ありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

競技名	開催日及び会場	申込者数
ボウリング	令和3年5月23日（日） 和歌山グランドボウル	86名
陸上競技	令和3年5月16日（日） 紀三井寺公園陸上競技場	236名
卓球	令和3年5月30日（日） 和歌山ビッグウェーブアリーナ	41名
アーチェリー	令和3年5月30日（日） 子ども・女性・障害者相談センター	8名
ボッチャ	令和3年5月30日（日） 和歌山ビッグウェーブ武道場	6名
水泳	令和3年6月6日（日） 秋葉山公園県民水泳場	58名
フライングディスク	令和4年1月23日（日） 和歌山ビッグホエール	259名

2. 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣（中止）

第21回全国障害者スポーツ大会 三重とこわか大会は令和3年10月23日～25日の3日間、三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場をはじめ、三重県内各地で開催が予定されていました。

本県からは、個人競技24名、団体競技では知的障害者バスケットボール女子、知的障害者バレーボール男子、フットベースボールの3競技の選手団を派遣する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、29の都道府県が緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象となったことから、令和3年8月25日に全日程の中止が決定されました。

なお、大会中止の決定までの全国大会派遣に向けた主な取組は、以下のとおりです。

（1）団体競技和歌山県予選会の開催

第22回全国障害者スポーツ大会 いちご一会とちぎ大会 団体競技近畿ブロック予選会へ派遣するチームを選考するため、サッカー、ソフトボール、フットベースボールの3競技について県予選会を開催予定でしたが、3競技とも出場チームが1チームであったため、サッカー競技はブルーダイヤモンド和歌山FC、ソフトボールはきのかわブルーウェーブ、フットベースボールは和歌山さくらフットベースボールチームを代表として派遣

することになりました。

＜各大会の開催日程及び会場＞

競技名	開催日及び会場
サッカー	令和4年2月27日（日）紀三井寺公園補助競技場
ソフトボール	令和4年3月13日（日）紀の川市粉河運動場
フットベースボール	令和4年3月13日（日）紀の川市粉河運動場

3. 各種スポーツ大会の開催

障害者スポーツのより一層の振興と、障害のある人が競技を楽しむ機会の創出、増加及び交流を深めることを目的として開催を予定していましたが、8月下旬からの新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、第6回全国知的障害者親睦バレーボールわかやま大会を除き、中止しました。

大会名	開催日及び会場
第15回和歌山県障害者 グラウンド・ゴルフ大会	令和3年9月20日(月・祝) 紀三井寺公園陸上競技場
第16回和歌山県障害者ふれあい インドアアーチェリー大会	未定
第40回黒潮オープン 和歌山県障害者卓球選手権大会	令和3年12月5日(日) 県立体育館
第6回車椅子バスケットボール 琴の浦杯	令和3年11月21日(日) 県立体育館
第6回全国知的障害者親睦 バレーボールわかやま大会	令和3年12月18日(土) 県立体育館

4. スポーツ・レクリエーション大会の開催（中止）

重度障害のある方も参加できるスポーツ・レクリエーション大会として、「フレンドシップ2021」及び「第18回和歌山県ゆうあいスポーツフェスタ」の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため中止しました。

大会名	開催日及び会場
フレンドシップ2021 (ポッチャ競技)	令和3年11月28日(日) 和歌山ビッグウェーブ
第18回和歌山県ゆうあい スポーツフェスタ	令和3年9月5日(日) 和歌山ビッグホール・和歌山グランドボウル

5. 障害者スポーツの普及啓発

(1) 広報活動

障害者スポーツの振興と発展を図り、障害のある人を含めた多くの県民の方々に障害者スポーツの理解と認識を深めていただくため、広報誌（WSSK）を発行し、県内の関係団体・施設・支援学校等に配布するとともに、ホームページで情報発信を行いました。また、県民の方々の障害者スポーツに対する関心を高めるとともに、理解を促進する等を目的とした情報発信をホームページなどで行いました。さらに、協会組織の充実と強化を進めるため、会員加入依頼を行いました。前年度に引き続き、県内の主な福祉関係団体や施設・作業所を訪問して当協会の取り組み内容を周知するとともに、事業所を訪問し、広報誌の配架やのぼりの設置など、広報活動の協力を依頼しました。加えて、第22回和歌山県障害者スポーツ大会の周知のため、事業所等を訪問し、掲示の協力の依頼を行いました。

会員数 (令和4年3月末現在)

正会員		賛助会員		クラブ会員
個人	団体	個人	団体	9クラブ126名
32人	57団体	34人	45団体	

(2) 障害者スポーツ体験

障害者スポーツに対する理解を深めるため、例年、県内各地域の施設・学校・団体等の要請により、障害者スポーツの紹介や体験指導を実施しておりますが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設などへの立入制限を継続して実施している団体などもあったことから、下記のみで開催となりました(事務局員が対応)。

依頼団体	実施日	内容
和歌山市立川永小学校	令和3年11月5日(金)	障害者スポーツの体験指導
和歌山市立貴志小学校	令和3年11月20日(土)	障害者スポーツの体験指導

6. 部会活動の推進

各競技部会(9部会)の活動を支援し、助成を行いました。

部会：テニス、車椅子バスケットボール、卓球、アーチェリー、野球、カヌー、グラウンド・ゴルフ、バドミントン、ボウリング

部会活動：定期練習の実施

部会長会議の開催(3回=令和3年4月7日、令和3年9月15日、令和4年3月2日)

7. 障がい者スポーツ指導員の派遣

障害者スポーツに対する理解を深めるため、例年、県内各地域の施設・学校・団体等の要請に応じ、スポーツ指導員を派遣し、障害者スポーツの専門的な講義指導を実施しておりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1件のみの派遣依頼となりました。

派遣依頼団体	派遣日	内容
和歌山市立貴志小学校	令和3年11月25日(木)	障害者スポーツの講義指導

8. スポーツ教室(体験会)の開催

障害のある人への競技の普及とスポーツに親しむ機会を増やすことを目的としてスポーツ教室(体験会)を10回(4競技)開催し、延べ147名の方が参加されました。

指導者やスポーツ指導員の方々に協力いただき、ルール等の習熟や障害に応じた技能の習得が図れるよう、内容等について検討を重ねながら開催しました。

【開催分】

体験会名	開催日	会場	参加者数
陸上	①令和4年1月9日(日)	くろしおスタジアム屋内練習場	20名
ボッチャ	①令和3年11月18日(木)	田辺市立スポーツ施設林業者等健康増進センター	6名
	②令和3年11月28日(日)	和歌山ビッグウェーブ	27名
	③令和4年1月15日(土)	和歌山市立中央コミュニティーセンター	5名
	①令和3年11月14日(日)	和歌山県立体育館補助館	13名

卓球	②令和3年11月23日(火・祝)	田辺スポーツパーク	11名
	③令和3年11月27日(土)	和歌山ビッグウェーブ	11名
	④令和3年12月5日(日)	和歌山県立体育館	19名
	⑤令和4年1月9日(日)	新宮市立総合体育館	7名
サッカー	①令和3年11月23日(火・祝)	紀三井寺公園補助競技場	23名

【中止分】

体験会名	開催日	会場	申込者数
グラウンド・ゴルフ	①令和3年9月20日(月・祝)	紀三井寺公園陸上競技場	9名
陸上	①令和3年9月20日(月・祝)	紀三井寺公園陸上競技場	8名
ボウリング	①令和3年9月23日(木・祝)	和歌山グランドボウル	4名
バスケットボール	①令和4年1月16日(日)	和歌山市立東公園体育館	10名

9. ボッチャ競技指導者養成講習会の開催

令和3年12月26日(日)に、和歌山市の東部コミュニティーセンターにおいて、5名の参加を得てボッチャ競技の指導者の指導力アップなどを目的に、実践的な講習会を開催しました。

10. 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催(中止)

障害のある人がスポーツに取り組むにあたって、支援あるいは指導を行うことができる方を養成するため、公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定した資格である「障がい者スポーツ指導員(初級)」の養成講習会を例年開催しており、令和3年度は2月に開催を予定していましたが、和歌山県がまん延防止等重点措置の対象地域となったため中止しました。

VIII 子ども診療室（子どもメンタルクリニック）の概要

（令和元年6月1日から休止）

1 事業の概要

（1）目的

子供と親への精神科医療を提供し、子供を育てる家庭のニーズに応え、不足している地域における子供の精神保健サービスの向上を目指す。

（2）実施体制（令和元年度まで）

- ①診療時間 毎週月曜日 9：00～17：00
毎週木曜日 9：00～12：00
毎週金曜日 9：00～17：00
- ②場 所 県子ども・女性・障害者相談センター内
- ③診療科目 精神科（主として4歳以上18歳未満の子どもとその親を対象）
- ④診療内容 （ア）子供の情緒・行動上の問題の診療と親ガイダンス
（イ）不登校児童の診療と親子のカウンセリング
（ウ）育児不安や産後うつ病等こころの問題を抱える母親の診療
（エ）被虐待児童の診療と治療的介入
- ⑤申込方法 電話または診療窓口で直接（完全予約制）
- ⑥そ の 他 平成17年6月から実施

2 実施状況

令和元年6月1日から休止中であり実施していない。